

平成22年第20回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

平成22年3月5日

【開会】

【一般質問】

日程第1 一般質問

- 1 2番 鈴木 満 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 (1) 定住促進について
 (2) 雇用対策について
 (3) 住宅リフォーム助成事業について

- 2 1番 柴田 勇雄 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 (1) 乳幼児医療費助成制度の拡充について
 (2) 新規高卒者の地元雇用促進対策について

- 3 4番 小谷地 喜代治 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 (1) 水田農業について
 (2) 郷土資料館について

- 4 5番 山 岸 はる美 さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 (1) 少子化対策の成果について
 (2) 安全・安心な町づくりの環境づくりについて

- 5 3番 姉 帯 春 治 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 (1) 林業振興について
 (2) 教員住宅について

平成22年第20回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (本会議)

告示年月日	平成22年2月10日(水)					
招集年月日	平成22年3月4日(木)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成22年3月4日～平成22年3月12日 9日間					
会議の月日	平成22年3月5日(金) 開会10時00分 閉会15時10分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	3 番	姉帯 春治		6 番	橋場 清廣	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	馬 淵 文 雄
	副 町 長	觸 澤 義 美	教育委員会教育次長	近 藤 勝 義
	教 育 長	村 木 登	病院事務局長	鳩 岡 修
	監 査 委 員	橋 隆	農業委員会事務局長	遠 藤 彰 範
	総務企画課長	村 上 久 男	総務企画課総務室長	村 中 英 治
	住民会計課長	入 月 俊 昭	総務企画課総合政策室長	佐 藤 義 房
	健康福祉課長	野 頭 諭	総務企画課財政係長	大久保 栄 作
農林環境エネルギー課長	荒 谷 重			

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから今日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

今回の定例会には、5名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質疑、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質疑、あるいは答弁は特に許可した場合のみとします。

それでは通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快に願います。

最初に2番、鈴木満君。

2番 (鈴木満君)

私は3件の質問に対しまして、当局の考えをお伺いしたいと思います。

まず、1件目の定住促進についてお伺いいたします。

当町の人口は、昭和35年当時は約16,000人ほどの人口があったわけですが、それ以降は減少を続けてきており、平成17年度の国勢調査では8,021人となっております。さらに平成22年1月1日現在の住民台帳では7,678人となっております、この半世紀で約半分にまで減少してきております。

町では、このように急速に進行している少子高齢化や人口減少に対応していくために、町総合計画の後期基本計画である優先プロジェクトのひとつとして、交流・定住人口の拡大で活力あるまちづくりを掲げて、現在定住対策を積極的に推進しているところですが、その取り組みの一環として、昨年度、平成21年度から実施しております土地取得事業と若者定住奨励事業について、その実績と効果についてお伺いいたします。

次に、2件目の雇用対策についてお伺いいたします。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機の影響等による経済状況の悪化に伴って、雇用情勢は全国的に厳しい状況となっております。

こうした状況を踏まえて、管内の市町村では、新規高卒者等の雇用拡大と地元への就職の促進等を目的として、雇用奨励金などの新たな制度を創設するというところで、一部新聞等で報道があったところであります。

町からの人口の流出を減少させて、定住者を増やしていくためには、先ほどの定住対策にも関連するところですが、私は少しでも多くの新規の高卒者が町内に残って就職できるような対策を我が町でも講じていく必要があると考えております。

そこで伺いますが、当町では22年度の雇用対策として、どのような施策を考えているかお伺いいたします。

次に、3件目の住宅リフォーム助成事業についてお伺いいたします。

町の経済状況は、依然として厳しい状況にあります。特に建築関係は、公共建物が学校統合などから新規の計画は皆無に等しい現状となっており、また、経済不況から住宅の新築等が減少していると聞いております。

そこで、リフォームをしたいが、経済的に厳しいとの声を聞くところであります。雇用対策と併せた町内経済の波及効果の大きい住宅リフォーム助成事業を行う考えはないかお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの鈴木満議員の質問に対して、お答えをいたします。

1件目の定住促進についてお答えをいたします。

町では、急速に進行しつつある少子高齢化や人口減少への対応を目的として、後期基本計画の優先プロジェクトのひとつに、交流・定住人口の拡大で活力あるまちづくりを掲げ、平成20年度から移住、定住のための情報発信を積極的に行うとともに定住促進事業を創設し、移住者に提供可能な土地を町民の皆様から登録いただく制度のほか、土地を取得した定住者や若者定住者に対し、定住奨励金による支援を行ってまいりました。

現在、町内37か所の土地を登録いただいて町のホームページ上や首都圏イベント等の場で紹介をしており、お問い合わせをいただいております。また、昨年度に若者定住奨励金を1世帯に対し交付したほか、現在年度内の交付に向けて数世帯の若者定住世帯の方と調整を進めておるところであります。

移住、定住の実績としては、町で把握している今年度の移住者は、2月末日現在で6世帯14人となっております。平成20年度は4世帯6人でありました。平成19年度は2世帯6人でありましたので、本事業との直接的な相関関係は明確には分からないわけですが、着実に実績が上がっておるものと考えております。

移住、定住の増につきましては、人口減少の歯止めのほか、地域コミュニティの維持や子どもの増による学校機能の維持にもつながっていると考えられることから、今後においても、さらに移住、定住しやすい環境の整備に向け、より効果的な施策について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に2件目の雇用対策についてお答えをいたします。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響を受け、全国的に雇用情勢は悪化しており、当町を含む盛岡地区においても、非常に厳しい状況となっております。特に、この春の新規高校卒業者の就職状況は厳しく、昨年度の内定率を大きく下回る状況にあるというふうに言われております。

こうした状況を受け、各自治体において新規卒業生等を雇用した事業主に対し、奨励

金を交付する制度の創設、拡充が一部報道されているところであり、盛岡広域の市町村においても同様の制度が計画されていると伺っております。

当町においては、新規卒業者に限定せず、30歳未満の方の町内における雇用に支援し、さらに定住人口の拡大を図ることを目的として、これらの対象者を雇用した町内の事業所に対し、奨励金を交付する事業を新たに実施してまいります。

また、林野庁の緑の雇用担い手育成事業を活用した森林組合の林業従事者育成の取り組みを支援するために、この助成事業が終了した後において、町単独事業といたしまして林業担い手育成支援事業を新設し、町が経費の一部に助成してまいります。

さらに60歳以上の方の就労機会の拡大、経済的な自立や生き生きとした生活の実現を支援するため、これらの対象者を短時間雇用する際の賃金の一部を雇用主に交付するため、高齢者雇用促進事業を新設する考えであります。

これら新規事業に加え、国の緊急雇用創出事業等を引き続き活用するほか、今年度の国の補正予算を活用して予算化された、地域活性化・経済危機対策臨時交付金および地域活性化・きめ細かな臨時交付金の一部を新年度へ繰越実施することで、切れ目なく町内経済の活性化を図り、雇用機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に3件目の住宅リフォーム助成事業についてお答えをいたします。

住宅のリフォームに対する助成制度としては、次の3つがございます。

1つは、木造住宅耐震改修工事助成事業であります。本事業は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、倒壊等による災害を防止するために、旧基準木造住宅の耐震診断で、判定値が1.0未満と診断されたものを1.0以上にするために行う補強工事等にかかる費用の2分の1を補助するもので、補助金の上限は600,000円となっております。

2つ目は、町産材利用住宅支援事業であります。町産材の利用拡大を目的として住宅の新築、増築、リフォームを行う際に、町産材を5立方メートル以上使用した場合に1立方メートルあたり20,000円を助成するもので、補助金の上限は500,000円となっております。

3つ目は、高齢者等にやさしい住まいづくり推進事業であります。要介護高齢者および重度身体障がい者が自宅で自立した生活を送れるよう支援するとともに、その介護者の負担を軽減することを目的として、バリアフリーを主体としたリフォームにかかる費用の3分の2を助成するものであります。補助金の上限は600,000円となっております。

また、県内の一部の市町村においては、居住環境の向上および住宅関連産業など商工業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的として、商品券や補助金を交付しているところもあると聞いております。

当町においても、住宅着工数が減少していることから、他市町村の事例等を参考に助成事業について今後検討をしてみたいと考えております。当面は現行制度を有効に活用していただくよう、その普及啓発に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2 番（鈴木満君）

まず、定住対策からお伺いいたしますけども、町への移住者を増やすために、まず葛巻町に興味を持っていただくと、住んでみたいような、町からの積極的なPRなどの情報発信が必要なわけですけども、現在どのようなPRの方法をとっているのか。

また、葛巻に来てみたいという、そういう問い合わせというのは何件くらいあったのか。

それから、先ほど町長の答弁でありました、土地の提供が37か所ございましたけども、現在その状況はどうなっているのか。そのところを、まずお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

定住移住情報に関する情報提供ということにつきましては、非常に大事なことだと思っております。現在町のホームページ、あるいはインターネット上でも情報提供をしているところでございまして、そのほかにも定住ポスター等の展示を役場、あるいはグリーンテージ、あるいは道の駅等、あるいは東京のいわて銀河プラザ、アイーナ等にも展示等しているところでございます。そのほかにも首都圏等でイベント等の開催があった際には、例えばいきいき移住交流フェアとか、黄金の国いわてフェア等の開催に併せましても、ポスター等の展示をしているところでございます。

そのほかネット上で、例えばいわて暮らしサポートセンターとか、こういうふうな県で進めているような、NPO団体で進めているようなネットにも情報を提供しているところでございまして、最近では電話等による問い合わせ等もあるところでございますが、問い合わせ等につきましては、21年度に入りまして、電話による問い合わせ等が非常に多いのですが、11件ほどとなっております。その中にはメール等で問い合わせをしている人たちもあるところでございます。

なお、土地の提供状況でございますけれども、これにつきましては現在37人の方からご協力をいただきまして、これもホームページ等通じまして情報提供をしているところでございますが、このうち3件につきましては、すでに売買契約が終わっているところでございます。

そういうふうなところから、現在土地の提供者につきましても、大変なご協力をいただいたものと思っておりますが、まだまだ、これらの土地提供に対します協力等につきましてはお願いをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

やはり議員おっしゃいますように、移住、定住に対する情報提供というのは大変重要なものと思っておりますので、いろいろな機会を通じながら、葛巻に住んでみたい、あるいは葛巻にいらっしやいというような情報等を提供してまいりたいと思っております。また、これまで定住していただきました方々にもメッセージをいただきながら、ブログの中でも感想等も紹介しているところでございますので、今後もっともっとPRも

しながら定住対策に取り組んでまいりたいというように思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

今のお答えでは件数は11件ということで、ちょっと意外に少ないかなという感じがいたしますけども、PR等、そういうホームページ等でさまざまやっているということですけども、私もちょっと調べましたが、東京の銀座にあります、ふるさと回帰支援センターというところが大変、全国の田舎暮らしといいですか、定住者の支援、サポートをしている大きなNPO団体というふうに聞いております。近隣市町村ですと雫石町がそれに加盟をして、今週末東京の銀座でコテージ村の、そういうキャンペーンとかですね、募集をするというふうに伺っております。そういうところに我が町もですね、ぜひ加入をして、もっともっと全国に発進をしていただけるような、そういう体制にした方がいいのではないかなと思いますし、そのことも踏まえまして、今年度はどういう新たな取り組みをしていくのかお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

私もふるさと回帰支援センター等、定住対策に取り組んでいる町村等のネットで紹介等を調べてみたのですが、たくさん、いろいろなふるさと、あるいは定住対策に取り組んでいるNPO団体とかがあるようでございますが、このふるさと回帰支援センターにつきましても、大変大きな組織とは伺っておりますが、中には会費を取られる団体等もございまして、こちらも年会費等が必要になることから、現在は加入はしておりません。そのほかに先ほど申し上げましたような、いわて暮らしのサポートセンター等に加入するなど、情報の提供に努めているところでございます。

なお、今年度も21年度同様の対策を進めていきたいなというふうに思っているところでございますが、これまで移住、定住してこられた方々もございまして、そういう方々のご意見等も参考にしながら、これまで取り組んでまいりました土地提供、あるいは若者定住奨励金等の拡充といいですか、内容につきまして、さらに充実をしながら取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

また、22年度は葛巻町合併55周年記念の年でもございまして、たくさんの方々が葛巻においでになる機会が、いろんなイベント等を通じましてあるものと思っております。こういう機会を捉えながら、さらに情報発信をしていきたいなというふうに思っているところでございますし、また葛巻町には550,000人からなる交流人口が来ているというふうなことでございます。こういう方々に対します情報提供というの、しっかりやっ

ていかなければならないというふうに思っているところでございます。

最近では、県内でも各市町村かなりのところが、例えば県からの定住交流モデル市町村などに指定されるなど取り組んでおりますが、ほかの市町村に負けないように、町の良いところをPRしながら取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

先ほど答弁いただきました移住者の実績では、3か年で12世帯30人近くの方の定住ということで、今課長からの答弁では、そういう移住して来られた方々の意見を参考にといいことでございましたけども、広報にも載りました、昨年11月でしたでしょうか、12月でしょうか、そういう1ターン、Uターン、定住者の方々での、総合センターにおきます、そういうそば打ちなどをして、そういう懇談の場があったと思われますけども、そういう場で何か要望とか、改善点とか、そういうのは具体的にはなかったのでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

第1回目の、これまで定住してこられました方々との交流会ということで開催、1回目の顔合わせをした、そういう交流の場をもったところでございますが、その際には最近定住なさいました方々、若い人たちを中心にご参加していただきました。

それで、第1回目でございましたので、その際には、どちらかと言えばお互いに友達になりましょうと、顔見知りになりましょうということで、そば打ち体験などをやったあと、自己紹介をしながら葛巻に対する印象なども、いろいろ話をしていただきました。そういうことで、まず友達になったということは一番に良かったようでございまして、大変定住なさった方々は、お互いに励まし合いながら、大変賑やかな時間となったわけでございます。

そういう方々から改めて葛巻に対します要望等、町に対します要望等につきましては特になかったのですが、印象といたしましては葛巻に住んでみて良かったと、子育て環境には大変良いところだというふうなお話等をしていただきました。最初でございましたので、あまり厳しいことも言わないでお帰りになったかと思いますが、こういうような交流の場、意見をいただける場を年に何度か、これからも開催しながら、要望に応えられるような定住対策というふうなものに取り組んでいかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

ぜひ今後ともそういう懇談の場を多くもっていただきまして、進展していただけるようにお願いしたいと思います。

そして、現在の10アール当たりの制度についてですけれども、町民の方の中にはですね、10アールということで、農業をしなければ農業委員会の認可を受けることができないのではないかという方も中にはいるというように聞いておりますし、この10アール要件にこだわらず、葛巻に来たいという方が取得する土地に対しての支援等はどうなのかなということはどうなのでしょう。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

まず定住対策の助成事業につきましては、定住奨励金につきましては土地取得助成事業がひとつございまして、これには1,000平米以上の土地を購入した場合に、1世帯につきまして300,000円を助成すると、これは広報等でも情報を皆さんにもお知らせしたところでございます。

この1,000平米にこだわるのかどうかということですが、基本的に農業をされる場合、農地取得の場合10アール以上の土地取得が必要だというふうなことから始まったというふうに聞いておりますが、ただ、今議員おっしゃるとおり1,000平米でなくても当然定住ができる、葛巻に住むことができるわけですが、この方々は土地取得の補助助成対象にはならないわけでございますが、これは制度をつくりましてから、まだ日が浅いわけでございます、実際に土地取得等を行うに当たっての、何ていいますか、定住者の要望等というのを今後聞いていかなければならないなと思っております。

1,000平米ということでございますので、これ以上の土地取得をしていただいて、住んでいただくというふうなことが一番いいわけでございますが、中には宅地だけ取得しながら葛巻に住みたいという方々もあろうかと思えます。こういう方々等につきましても、これから、やはり定住を希望する方々のご意見というものを大事にしていかなければならないだろうと思っておりますので、検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

それでは、今後ますます定住者、移住者を募集するということで、葛巻出身の方々で

都会に行っている方々にも、やはり働きかけていただいて、Uターンを増加させることもひとつの手段ではないかなというふうに思っておりますけれども、近々葛巻ふるさと会が開催されるようでございますけれども、そういう場で、そういう働きかけというのはどうなのでしょう、お伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

3月14日にふるさと会が開催されるということでございます。毎年のように葛巻町のたくさんの情報等を持って、担当課といたしましても参加しているところでございます。やはり東京近辺に住んでいる方々は、葛巻の情報がたくさん欲しいといたしますか、触れたいというふうに思っているところだと思っております。そろそろ団塊世代の人たちが、ほとんど退職するというふうな時代に入ってまいりました。こういう定住対策の情報というものを持っていきながら、葛巻に帰ってきていただけるような、そういうふうなPRというものをしっかりやってきたいというふうに思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

もう1点でございますが、今課長の方から申し上げましたように、ふるさと会の、出身者の人たちとの、今お話ししましたように進めることと併せまして、町長が答弁でも申し上げておりますように、地域ぐるみで定住の受け入れ態勢を強化してまいりたいと、このように申し上げておるところでございます。

そのためには、すでに受け入れ事業に取り組んでいるセクター、あるいは森林組合等におきましても、そういう連携をしながら、ひとつは取り組むこととございますが、もう1点でございますが、併せまして自治会等の活動におきましても町出身者の、そしてまた、その地域の出身者との交流といたしますか、活動しやすいようにというようなことで、今回結いの再生事業に対する、外からの方々の参加率等も含めていろいろ助成する、支援をする方向で今年度、22年度の予算を提案しておるところでございます。

いずれ、その地域との絆という部分を、もっともっと深めていただきながら、そのようなことによって、やはりおいでになっていただく方々には安心して地域に定住していただけると思いますか、そういう環境づくりが大事だと、このように思っておるところでございます。今後地域ぐるみでの、その受け入れ態勢というようなことの中で、自治会等との連携を図りながら、一層そういう、それぞれの地域においても取り組んでいただけるように、ひとつお願いいたしたいと思いますし、今集落の機能という課題も出てきておるわけでございますが、そういった点からも一層地域の方々のご協力もいただきながら、この対策を講じてまいりたいと、このように思っているところでございますの

でご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

町の人口は8,000人を切っておるという状況で、人口の減少に歯止めがかからない状況となっておりますが、町では今後この定住対策を含め、人口減少の対応をどのように努めていくのか、その考えをお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

定住を含めた人口減少対策ということでございますが、先ほど質問にもありましたように、本町の人口は35年をピークに年々減少してまいりまして、平成21年には半減したといえますか、そういう状況にあるということでございます。そして、これは少子高齢化、そしてまた、そのことよっての自然減、あるいは町外への流出の人口の増大というようなことが大きなことなわけでございますが、その人口減少対策につきましては、やはり広く各施策の分野に大きく関わってくるものだと、このように思っておるところでございます。

当町の場合、基幹産業である酪農、林業の振興ということで、林業、あるいは畜産、農業の経営の確立支援、あるいは地域資源を生かした産業の創出、さらには企業誘致、併せて住みやすい環境を整備していくといえますか、そのことが大きなことであろうと思っておりますし、そういう中で医療の充実、教育の充実、福祉、保健等の広範囲にわたることが必要であると、この対策が求められているということでございまして、やはり魅力あるまちづくりが求められているものでございます。

そうした中に、これまでミルクとワインとクリーンエネルギーということで、まちづくりを進めてきたわけでございますが、ここで、さらに定住促進等とも結びつけることができると思っておりますが、さらに新たな、それぞれのライフスタイルといえますか、そういう中で暮らしの全般の質を高めていくということが、今求められておると、このようにも思っているところでございます。

20年度に着手しました総合情報通信基盤というものが22年度に完成するわけでございますが、これは防災、あるいは各種情報の提供、さらには観光産業、あるいは教育、福祉、そういう広く活用できる基盤というように思っているところでございます。これを生かした総合的な対策を今後一層進めながら、町の魅力を高めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。そのことが、やはり定住、あるいは人口減少にも結びつくものと、このように考えておるものでございます。ご理解を賜りたいと思

ます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

さまざまなきめ細かな、町長の昨日の施政方針演述にありましたけども、そういうことで、やはりまちづくりというものに今後も尽力していただければというふうに願っております。

教育委員会にちょっとお伺いしたいのですが、もし来られる方で子どもさん、小学校、中学校、そういう子どもさんが学校を選んで、スクールバスの対応ということで、それは可能なかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（村木登君）

新しく町にお移りになって、各小中学校に入学した場合の通学の足確保ということでございますけども、現在も一定の距離以上の通学生にはスクールバスを活用してもらっているところであります。それに準じましてですね、今度新しく入って来られる方に対してもスクールバスを活用して学校に通っていただくと、登下校をしていただくということになるわけです。同じに扱っていきたい。距離が短くて、2キロだから、新しい人だからというふうな特別扱いは今のところは特に考えておりませんが、身体等のさまざまな事情等がございましたら、その都度検討してまいりたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

このスクールバス等は、ぜひ前向きにしていいただければ、やはり今少子化ということで、なかなかクラブ活動もできないという学校もありますし、子どもが、やはりクラブ活動をしたいと、それだったら違う、ちょっと遠い学校に行きたいということもあろうかと思っておりますので、ぜひ今後もその辺は検討していただければと、前向きにお願いしたいと思います。

次に雇用の方お聞きしたいと思います。

ただいま答弁いただきましたけども、町単独事業として30歳までの方を新規雇用した事業所に対して奨励金を交付する制度、それから60歳以上の方を時間短縮で雇用した場合の賃金の一部を助成する制度、さらに森林担い手育成に係る支援制度の3つの事

業計画をしているということですが、それぞれの事業と目的とこの内容はどのようなものか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

まず高齢者雇用促進奨励金制度でございますが、これにつきましては60歳以上の方の就労機会の拡大を図るというふうなことが大きな目的でございます、経済的に自立することができる。そして、いきいきとした生活を実現することを目的としているというふうな内容のものでございまして、これまで60歳定年が通常であったわけですが、年金の支給年齢が65歳までになるということで、満額支給の場合ですが、そういうことで、この期間の就労機会の拡大を図る、経済的な自立というふうなものがひとつの大きな目的でございます。

次に、若者の雇用促進奨励金でございますが、これまで各市町村では新規の高等学校を卒業された方々の雇用機会の拡充ということで、いろいろ補助制度を設けているわけですが、ほとんどの市町村で高校の卒業生の就職率が、まだ100パーセントではないというふうなことが主な大きい社会問題になっているようでございますが、本町の場合、葛巻高校の場合、町長の答弁にございましたように、まず今年も100パーセントの就職率が内定したというふうなことから、本町ではこの年齢を拡大いたしまして、30歳までの若い人たちの雇用機会の拡大、そして町内で生活する定住人口の増を図っていくというふうなことが目的でございます。

それから、林業の担い手育成支援事業の補助金なのですが、私の方から趣旨につきましてお話をさせていただきますが、林業従事者の人材の育成確保というふうなことが目的でございます、併せて林業振興を図っていくというふうなこと、林業の就業希望者の方々が研修を終わったあと、その後も林業をしっかりと続けて仕事をしていく雇用をしていただくというふうな内容が主な目的となっているところでございます。

内容につきましても、ちょっと触れさせていただきたいと思いますが、高齢者の奨励金の主な内容でございますが、基本的には年齢要件が60歳以上であるということが一つでございます。それから、新規雇用に伴っての解雇者があった場合は対象としないというふうなことが一つでございます。それから、週20時間の雇用を補助対象の上限とするというふうなことでございます。ということで、1か月4週というふうなことを想定しているわけですが、その対象となりますのが岩手県最低賃金ということで、21年度は631円でございますが、週20時間雇用して3分の2の補助率というふうなことになるものでございます。

それから、若者雇用奨励金につきましては30歳未満の若者が対象になるわけですが、これにつきましても高齢者雇用と同様に、対象となる人が町内に住所があるもの、それから雇用する側も町内に住所、事業所があるものというふうなことになるものでございまして、まず新規雇用に伴って、新規雇用であるというふうなことが一つと、

どちらも同じですが新規雇用に伴う解雇者があった場合は対象外といたします。それから国、県等のほかの補助制度と重複して補助を受けることはできないというふうな内容となっているものでございます。

そうした場合に、労災等の加入につきましては加入していただくというふうなことが主な内容ですが、高齢者の雇用促進につきましては、農業等の場合は、その20時間以内であれば雇用保険等の加入は義務付けにはなっていないようでございます。

いずれにいたしましても、その雇用事業主につきましては、特に何々の事業というのを指定するものではなくて、農林業、あるいは商工業等を広く雇用していただきたいというふうに思っているところでございます。

なお、林業従事者につきましては、最初だけ私の方から申し上げますが、緑の雇用制度が終わりました、その時点で一人前の林業従事者になるということは、なかなか難しいようでございます。その後やはり研修が必要だというふうなことから、1日当たり1,000円、1か月当たり20日間を上限といたしまして、雇用者側に対しまして助成をしていくというふうな内容のものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

これらの事業が今年度だけの単年度なのか、来年以降も続ける継続事業なのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、特に高齢者の雇用という場合、この受け皿といいますか、窓口とかですね、事務局、あるいはケガとかをしたときの労災等はどのような対応をしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

この雇用対策の窓口でございますが、高齢者の雇用促進および若者の雇用促進につきましては、総務企画課が窓口になるものでございますし、林業の担い手に対します支援につきましては、予算につきましても林業費の方にとっておりますので、農林環境エネルギー課が窓口になるものでございます。

それから、労働者災害補償保険制度、労災保険につきましては、基本的に加入をしていただくというふうなことでございます。保険料率につきましては、賃金の0.3パーセントから10.3パーセント程度までとなっているようでございます。

それから、先ほど私若者雇用促進奨励金につきましては、補助額につきまして、ちょっと答弁漏らしましたが、予算説明のときにも、ちょっとお話しさせていただきましたが、1か月当たり50,000円ということで、これは1年間を想定しているものでございます。

なお、この本事業につきましては単年度、1年間ということをお想定しておりますが、

この目的、あるいは効果等を22年度見ながら、この事業を継続するかどうか等につきましては検討していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

今の若者の雇用の月額が50,000円ということですが、この50,000円というのは、どのような理由から50,000円というふうに。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

50,000円の算定につきましては、まず30歳くらいまでの雇用されました給料、月額報酬ですが、大体200,000円と想定したわけですが、これの4分の1程度というふうなことで50,000円というふうにさせていただいたところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

22年度は、この3つの事業のほかに緊急雇用創出事業とか、さまざま地域活性化経済対策交付金、あるいはきめ細かな交付金等の交付金を活用した事業を当局は計画しているわけですが、これらの事業による町内への波及効果はどのように考えているのか。

また、これらを進めていくには今後の対策とございますか、長い目で見た場合の対策等について考えをお聞きしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

波及効果でございますが、雇用者の安定的な確保、あるいは就職率の、何ていいますか、仕事をする人たち、休職者につきましては相当の効果があるものと思っておりますし、高齢者から、あるいは若い人たちから、あるいは役場職員を中心とした緊急雇用対策とか、相当の雇用の人たちが生まれるものというふうに思っているところでございまして、最終的にはこういう事業が町の活性化、あるいは若者の定住化等につながってくるものというふうに思っているところでございます。

平成22年度から経済危機対策臨時交付金が273,000,000円、地域活性化・公共投資

臨時交付金で615,000,000円、きめ細かな臨時交付金が125,000,000円ですか、等を交付されることで、特にきめ細かな臨時交付金につきましては、これまで整備することができなかった大変小さな、細かな事業等にまで予算を付けることができたということで、インフラ整備というふうな部分については相当の効果もあると思いますが、これに伴いまして、ほとんどの交付金を利用しての事業内容は、地元業者が受給できるような内容となっているものでございます。

したがって、地元の業者の方々に対しまして活性化といいますか、事業確保の観点からも相当の効果があるものというふうに思っているものでございまして、雇用等について想定することはできませんが、相当の部分で効果があるものと、そういうふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

リフォーム助成についてですけども、先ほどの定住対策のことにも関わろうかと思いますが、町内にも空き家等があるわけでもございますけども、できれば、そういうものもリフォームして定住者を迎える、あるいは一般の町民の方々も、このリフォーム助成を、もししていただけるのであれば、そういう薪ストーブなり、ペレットストーブなり、兼用ストーブというのが波及効果が出てくるのではないかなど。町長が近隣市町村を参考にというご答弁でしたけども、商工会にとりましても、これを商品券でやれば、波及効果が二重、三重にも広がろうかと思っておりますので、ぜひ前向きにご検討していただきまして、要望しまして質問を終わりたいと思います。

議長（中崎和久君）

ここで、11時10分まで休憩します。

（休憩時刻 10時54分）

（再開時刻 11時10分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番、柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

それでは、私から次の2項目について質問をいたします。

まず最初に、乳幼児医療費助成制度の拡充について伺います。

今全国で子どもの医療費の無料化の制度が行われていますが、都道府県や市町村の考え方ひとつで対象年齢を何歳までにするかや、所得制限を設けるかどうか、全額助成か

一部助成にとどめるかどうかなどの支給条件が独自に設定されている仕組みとなっております。

この乳幼児医療費助成制度は、次代を担う子どもが健やかに生まれ、子育てしやすい社会環境づくりと子育て家庭の経済的負担の軽減、そして少子化支援重要施策の一環として、都道府県が定める基準により各市町村に対し補助制度を設け、これを受け市町村が子どもの医療費助成を実施している共同事業の内容となっております。子どもの医療費助成は、岩手県の補助基準は就学前児童までが助成対象年齢で所得制限も設けられているなど、全国に比べ低レベルの実態にあります。

今では、全国的には少子化や過疎化の進行などを背景に、小学校卒業までの子ども医療費無料化が主流化するとともに、全市町村の2割が中学生まで医療費助成の拡大を実施し、さらに高校生まで拡充しているところもあり、医療面で子育て環境の地域格差が広がっている現状にあります。

当町の子ども医療費助成の実態は、対象者、所得制限とも県補助基準をそのまま準用しただけで、上乘せ措置していないため就学前児童までの対象で、所得制限があり、残念ながら低水準にあると言わざるを得ません。

東京都では、すでに全市区町村が中学生までの助成拡大を実施し、群馬県でも県の基準を引き上げ、全市町村が中学生まで全額助成すると報道されています。

県内でも中学校卒業までの拡充助成は、近いところでは一戸町、九戸村、軽米町、野田村などですでに導入し、今日の新聞報道によりますと、お隣の岩手町でも中学校卒業までを助成拡大するとの記事が載っております。

このように子どもの医療費助成が広がりつつある現状と少子化支援対策の観点と併せ、安心して子育てしやすい町にするためにも医療費助成の拡充が必要と思われませんが、次の事項について町長の考えを伺います。

1つ目に、少子化対策に地域格差のある町乳幼児医療費助成制度をどのように認識され、また現行事業給付内容をどのように捉えているのでしょうか。

2つ目に、全国に比べ岩手県は、少子化、過疎化が深刻な状況にある地域でありながら、子どもの医療費助成が低い実態にあります。県の乳幼児医療費助成制度を町長はどのように評価しているのでしょうか。また、この見直し改善要望をどのように考えているのでしょうか。

3つ目に、現在超少子化、過疎化が進行している当町です。本当に葛巻で安心して生まれ育って良かったと思える施策のためにも、他市町村に先駆けて、少なくとも町乳幼児医療費助成制度の所得制限の撤廃と対象年齢拡大等を図るべきと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、新高卒者の地元雇用促進対策を伺います。

先ほど一部は、鈴木議員からもこの問題については質問がありましたけれども、その部分は了解いたしましたけれども、次により質問をさせていただきます。

深刻度を増す世界金融危機と戦後最大の世界同時不況により、史上最悪の不景気に見舞われている日本経済は、なかなか明るい先行きが見えない状況が続いています。

総務省の12月労働力調査によりますと、完全失業者数は3,170,000人とわれ、前

年同期と比べ470,000人増え、14か月連続の増加と公表しております。また、完全失業率は全国では5.1パーセント、岩手県では5.3パーセントとなり、非正規雇用者が増加し、若年層が厳しい雇用情勢にあると言われております。

このような経済情勢を取り巻く環境から、町内の経済情勢や雇用情勢もまた一段と厳しいものがあると思われまます。このような時期こそ、特に新規高校卒業者や若者に目を向けた雇用拡大と地元就職への促進を図り、町出身者の人材育成や若者定住対策に工夫を凝らすべきと考えますがいかがでしょうか。

県内市町村、中でも盛岡広域市町村では、すでに積極的に単独事業により事業者に対する新規高卒者雇用の奨励金制度を設けておりますが、残念ながら当町からこの奨励金制度の声がなかなか聞こえてこない実態にありましたが、この一般質問締切後、配付されました新年度予算内容を事前に目を通したところ、労働費に若者雇用促進奨励金の項目が計上されていることに気づき、ほっとした面もありますが、反面同じような新施策で高齢者雇用促進奨励金創設記事が大々的に新聞報道されておりますが、町側から新施策について事前に何の知らせや説明もないことに腹立たしい思いをしたことを、あえて付け加えさせていただきますとともに、聞かなければ何も教えない、答えないという姿勢、体質が当局にあることを、この際指摘しておきたいと思ひます。そのようなことを踏まえ、はじめに次の事項についてお尋ねいたします。

1つ目として、葛巻高校卒業者の就職状況の動向と、町内事業所への就労実態はどのようなになっているでしょうか。

2つ目に、町出身新規高卒者の雇用促進施策をどのように考えているでしょうか。

3つ目に、新規高卒者と若者の地元雇用促進奨励金制度の創設をどのように考えているかについては、奨励金の立ち上げは分かりましたので、具体的な制度の内容についてお答えいただきたいと思ひます。以上、この2項目についてお伺ひいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に対して、お答えをいたします。

1件目の乳幼児医療費助成事業の拡充についてお答えをいたします。

1点目の町の医療費助成制度の認識と事業給付内容についてであります。乳幼児医療費助成制度は、乳児死亡率を減少させることを目的に、国保乳児10割給付市町村を対象に、昭和39年に岩手県が本助成事業を県単独事業として実施いたしておりますが、その前年には当町では全国に先駆けて1歳児未満の医療費10割給付を実施いたした経緯がございます。

その後の医療制度の変遷に併せて各市町村でも乳児医療の向上に努め、当町でも県医療制度にのっとり、就学前までを対象に医療費の助成を実施し、経済的負担の軽減と健やかな子どもの育成に大きく貢献してきたものと認識をいたしております。

この給付内容は、県の制度では就学前児童医療費の1医療機関1レセプト当たり入院

5,000円、入院外1,500円の自己負担を控除した額となっており、住民税非課税世帯では自己負担なしとなっております。

町では、県の制度に上乘せをいたしまして、入院2,500円、入院外500円まで自己負担が軽減されるよう給付を拡大をいたしておるところであります。所得制限については、児童扶養手当の所得制限限度額に800,000円を加えた額を限度額として給付対象者を拡大をいたしております。

2点目の県の医療費助成制度の評価と見直し改善要望についてであります。医療費負担の軽減や安心して子育てができる子育て支援につながっているものと評価をいたしております。しかしながら、県が主体性を発揮して少子化対策として、さらに制度の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境をつくるべきと考えております。このことから、県市長会と県町村会が連携をいたしまして、所得制限の撤廃と対象者の拡大、そして自己負担の無料化について、県に要望いたしておるところであります。

3点目の町の医療費助成制度の所得制限の撤廃と対象年齢の拡大についてであります。子育て支援は重要な町政課題ではありますが、財源の問題以外にも、医療費の増加による国保会計への影響などを慎重に検討する必要があると考えております。加えて全県的に同水準の医療費助成が県において実施されることが最善と考えておるところであります。

なお、町民の健康づくりを重点的に推進するため、新年度から保健師2名を増員し、きめ細やかな保健指導に力を入れてまいり、そう考えておるところであります。保健指導の充実により安心して子どもが産め、健やかに育てられることが、医療費の軽減や子育て支援の充実にもつながると考えているところあります。

次に、2件目の新規高卒者の地元雇用促進対策についてお答えをいたします。

1点目の葛巻高校卒業者の就職状況と町内の事業所等への就労実態についてであります。昨今の厳しい雇用情勢の中におきましても、葛巻高校における平成19年度、平成20年度の就職内定率は就職希望者それぞれ15名と13名について、ともに100パーセントを達成しているところあります。これまでと比較して特に厳しい内定状況等が伝えられる今年度においても、葛巻高校においては、就職を希望する14名の生徒すべてが就職内定を得られる見込みと伺っております。

また、町内事業所等への就労実態であります。平成19年度は就職した15名中6名、平成20年度は13名中2名の就労となっております。今年度についても、14名中5名は町内事業所等に就労する見込みと伺っており、毎年一定数の生徒が町内へ定着しているものと認識をいたしておるところあります。

2点目の町出身新規高卒者の雇用促進施策についてであります。町としては葛巻高校を地域の中教育の重要な場と考えており、地域をあげて支える立場から高校卒業後の進路にも関心を持ち、その動向を注視してきたところあります。

そのような中、葛巻高校にあっては、学校をはじめ関係各位のご尽力により、平成20年度まで7年連続して進学および就職100パーセントを達成しており、大変ありがたい、すばらしい実績と評価をいたしておるところあります。

また、本町中学校出身者における葛巻高校以外の高校卒業者の就職を含めた進路状況

の把握にも努めておりますが、正確に把握することは困難な状況にあることをご理解をいただきたいと思っております。

例年、私や中崎議長、葛巻高校の先生方が一緒になりまして、首都圏の企業等を訪問し、葛巻高校の新規卒業生の採用について直接要請を続けてまいりました。毎年、安定的に採用をしていただく企業も複数できておりますし、また、町の第3セクター3社におきましても、葛巻高校出身者計55名採用いたしておるところであります。これまで葛巻高校と民間企業、第3セクター、行政が一体となって取り組みを進めてきたことが、就職内定100パーセントを達成してきた原動力となってきたものと考えておるところであります。

3点目の新規高卒者の地元雇用促進奨励金制度の創設であります。先ほど申し上げましたとおり、葛巻高校の卒業生につきましては、就職を希望する生徒すべてが内定を得られる見込みとなっております。先ほど鈴木議員にお答え申し上げましたように、新規卒業生に限らず若年層の町内における雇用を支援し、さらには定住人口の拡大につなげていくため、若者雇用促進事業を新設するところあります。本事業により新規高卒者についても支援してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

まず乳幼児の医療扶助の関係から、さらに、ちょっと煮詰めさせていただきたいと思っております。

歴史的な背景も答弁の中で触れております。また、この乳幼児の医療費助成につきましては、私も5年間分くらいの統計をとらせていただけてきました。少子化に伴って年々その数が、対象者が少なくなってきておりますし、この医療費扶助についても年々減額傾向になってきているのが実態であります。

今年度、22年度の予算を見ても4,782,000円扶助費に計上になっているわけでございます。これが18年度と比較いたしますと、18年度は6,624,000円、このうち町単分が1,080,000円となっております。それから県単分は5,544,000円となっております。今年の予算書で見ますと、町単分が659,000円、県単分4,123,000円となっております。こういったような形で毎年毎年縮小傾向にあるわけでございます。したがって、こういったような費用をそのまま拡大しても、私は決して乳幼児から児童、生徒の医療費扶助まで拡大しても、このような面から見ても十分対応できるのではないのかなというふうに思っております。

先ほどの町長の答弁では、財源問題もさることながら、医療費うんぬんというふうなこともございますけども、しかも県内市町村ですでに中学生まで拡大している、こういったような内容でございます。子育て支援に財源医療費、これだけでは私はなかなか納得しづらいものがあると思っておりますけども、その点についてどうでしょうか。今後の子ども

もの推移の見通し、そしてまた、扶助費の給付費の水準等を見たような部分について、かなりの町財政の負担となっていくのでしょうか。まず、そこから伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

議員おっしゃるとおり、子どもの出生率は年々落ちているというようなことが事実でございまして、現在30人台に突入しているというようなこととございまして、今後医療費がどんどん、その部分だけでは増えていかないというようなことは、人数が減っている現実から、そのようなものになっていくと思います。

ただ、今現在国保財政なり何なりが非常に見通しがきかないと、付きにくい制度が動いているというようなこと等もございまして、なかなか踏み切れないでおるわけとございまして。

そういうようなことで、今現在から、だんだん下降水準の方に行くのかなと思っておりますので、その辺を見極めながら町の制度も考えてまいらなければならないと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

国保の会計だけでは、私は十分賄いきれないことは百も承知いたしております。こういったような部分についての特例措置については、やはり一般会計が私は負担すべきと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

国保の加入者が多い、また保険皆制度が今定着している中で、そういう中で、やはり葛巻の町といたしましても、一般会計からの繰り入れ、そういうようなものを考えながら事業をもっていかなければ、この事業は成り立たないと思っておりますので、そこら辺からもご支援をいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

やはり目的別の会計では、なかなかこのような、何ていいますか、医療費扶助制度は成り立たないわけでございまして、地方交付税などが入る、やはり一般会計でなければ、私は対応できないと思います。そのような観点から、やはり一步踏み込んだ、一番歴史的な背景で、この制度ができた先ほど答弁しているのではないですか。県下でもいち早く沢内村と葛巻がこういうふうな制度を立ち上げましたよ、そのような歴史的な背景をもっていたならば、なおさら、こういったような乳幼児の医療を小学校、そしてまた、中学校までも、すでに中学校に入っている、もう他町村ではそのような制度になっております。こういったような、私はある意味では見直しをされないまま、このように制度を続けてきたために、こういったような今制度になっているような感じがするわけです。

そういったような歴史的背景からいっても、私は当然にこういったような部分については、まず最初に小学校まで、そしてまた段階的に中学校まで引き上げすべきだということふうに思っております。その点について、もう一度お答えいただきたいと思っております。

議長 (中崎和久君)

住民会計課長。

住民会計課長 (入月俊昭君)

この制度は、先ほど県、また町が先行してやったというようなことで歴史的な、子どもの対策は葛巻町が早く取り組み、成果を上げて、乳児死亡率ゼロというような歴史的な経緯もあるわけでございます。

そういう中で、今現在県の医療の町の負担というようなことで、先ほど町長からも申し上げましたが、3歳から6歳の就学前のエリアで、県では入院5,000円、入院外では1,500円というようなものに対しまして、町で拡大給付しておりますのは、入院につきましては1日500円、これは5日までの限度、これは2,500円になるわけでございますが、入院外が500円というような制度で今、これは平成18年からだと思いますけれども、拡大給付をしているというような内容になってございます。

そのような中で、先ほども申し上げましたとおり、子どもの数が減っているというようなこと等、それを増やしていきたいというのは、私も切望するところでございますので、その辺を見極めながら、給付拡大につきましては検討をさせていただければなと思っております。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

まず先ほどの答弁の中で、県基準よりも上積みしている部分だけは答弁としていただいております。それは十分知っております。ただ、対象者がどこまで、私は就学前までの児童が対象になっていると思っておりますけれども、県もそのようになっているから

であります。ですから、ここの分については、さらに町当局でも、この医療費の扶助内容をもっともっと掘り下げて分析してみる必要があるのではないのかなど、このように思っております。

例えば、それでは今年度の乳幼児医療費の扶助状況はどのような形で、これまでできているでしょうか。20年度分については、対象者が230人で給付費の合計が4,140,000円です。町単が806,000円です。それから県単分が当初予算では4,695,000円、町単分では806,000円になっております。今年の推移はどのような形になっておりますか。これよりも多くなりますか、少なくなりますか。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

県の給付分、または町の拡大給付分、このようなものを22年度の推計、また今年の子どもの数の推計等から推計をいたしまして、予算措置をお願いをしておるところでございます。

今現在では県分が4百数十万円、町単独分で600,000円弱というようなことで予算措置をしております、やはり減少傾向にあるというような認識をしております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

そのような現状も踏まえながら、今の今というふうなわけにはいかないでしょうから、そういったようなことも踏まえながら内容検討をしていただいて、こういったようなものに力添えをしなければ良い子育てが、私はできないものと思っております。

また、学童生徒の部分については、乳幼児と違い、病気にかかる率は格段に少なくなると私は思うのです。しかし、慢性疾患やアレルギー疾患があるなど、通院を余儀なくされて、慢性疾患がある児童の家庭にとっては、この医療費の負担が、かなりの負担と考えておりますので、こういったような部分については十分な対応をお願いしたいと思っておりますが、さて、こういったような乳幼児の医療制度をはじめ、いろいろな県の基準に基づく助成措置があるわけです。その重度障がい者とか、妊産婦の医療費助成とか、こういったような部分については町のホームページ、私ちょっと見させてもらいましたが、こういったような制度の中身が全く、私が探せなかったのか分かりませんが、助成制度が全く見当たらない。生活情報の中にない、町民の方々が恩恵を受ける、こういったような部分が見当たらないわけです。これは、どういうふうなことでしょうか。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

今町では確かにきめ細かなサービス、的確な情報の伝達というふうなことに力を入れておるわけでございますけれども、身近な医療給付に関しましては、さらに検討を進めさせていただきまして、そのような情報を媒体にも提供しながら、安心して生活できるような情報の提供をしてみたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

少なくとも町民にも、もちろん知る権利がありますし、また皆さん方からも、こういったような制度のお知らせをする義務もあるわけです。そういったようなことから、町のホームページには、このような助成制度、どこのホームページを見ても、この助成制度が付いております。葛巻町だけが現在のところ見当たらないことを指摘しておきたいと思いますが、この乳幼児医療費扶助につきましては副町長からお伺いしたいと思いますが、低い水準にあると思いますか、高い水準にあると思いますか、普通だだと思いますか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたしますが、最初に誤解を招いてもと思いますので申し上げさせていただきますが、冒頭に町の方でお聞きしないと、なかなか教えてもらえないというような、そういう体質だというお話もございましたが、決してそのようなことはございません。予算的なもの等につきましては、議会の議決等もございますので、遅れるといたしますか、そういう状況もございますが、できるだけ早く住民にも、そういう町からの情報を伝えたいと、このように思っておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、今ご質問ありました今の町の医療の制度がどうかということでございますが、この基準におきましては、就学前の児童、あるいは所得制限、それから受給者の負担、レセプト当たり入院5,000円とかという、ひとつの基準がありますが、そういう中で対象者の分でございますが、今34町村ありますが、県の基準に準じて進めているところが、葛巻も含めてでございますが24ということでございます。それから、所得制限ということでございますが、これにつきましても34町村のうち31が、その制限を県の基準どおりというようなことでございます。

それから受給者負担の分でございますが、これにつきましては町の方も一部、入院5日までの500円、あるいは入院外1医療機関に対しての1レセプト500円というようなことで、これについては34あるうちの28が県の基準どおりということになっておりま

して、そうしますと、町が今就学前の医療と申しますか、この分については県の基準どおりなわけですが、今お話申し上げましたように24、31、28という状況を考えますと、一定の水準にあると、このようには思っておるところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

副町長の考えは水準にあるというふうなことのようですが、そもそも岩手県の基準が低いのですよ。ですから、町長はどのように評価して、そしてまた、今後この改善要望をどのようにしていけばよいですかというふうなことを申し上げて、聞いたならば、先ほどは改善していきたいというふうな答弁ではないですかね。水準は水準としていいにしても、こういったような部分を市長会でも、町村会でも取り組んでいますという答弁をいただいております。こういったような部分の改善に向けて、県の水準、基準だけでやっておりますと、いつまで経っても上乗せできなくて、低い水準ではないですか。ですから、こういったような都合のいい部分は基準だけ、そうでない部分は上乗せ、そういうふうな考え方ではなくて、県からの上積み基準なども十分内容検討をしていただくことを求めて、次に移りたいと思います。

奨励金制度の関係ですが、先ほども申し上げましたが、鈴木議員と質問がダブらないような形で、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、まず奨励金の制度を実施する際には、どのような根拠、法規、規定で、まず町民の方々にお知らせをしていくのかからお尋ねをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

今回の雇用対策につきましては、町の単独事業というふうなこともございまして、特に根拠法令等につきましては、労働基準法とか雇用保険法とか、これらに特に根拠といいますか、違反のないような、触れることのないような形で制度化することが必要だと思っておりますが、問題ないと思っておりますが、特にこの補助制度につきましては、奨励するための補助制度につきましては、補助要綱等を定めながら奨励金、補助金の交付に当たってまいりたいと思っておりますし、多くの方々から利用していただきたいと、そういうふうには思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今の答弁ですと補助要綱でやっていきたいというふうなことで理解していいですか。そしてまた、こういったような重要部分については、私はむしろ補助要綱というふうな形ではなくて、条例で規定して町民の皆さんに、そして議会の議決を条例で受けて、予算化してやっていくべきと思いますが、まず、この点についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

この奨励金制度ができた背景といいますのは、やはり先ほど町長の答弁の中にありましたが、やはり世界的な大不況ということが主な原因だというふうに思っておりますし、雇用バランスが悪くなって、求人数が非常に減ってきたというふうなことだと思っております。この事業につきましては、条例で定めてということでございますが、現在単年度事業としたいというふうに考えておりますので1年、雇用情勢が良くなってまいりますと、特に必要はないものかなと思っておりますので、一時的な対策ではないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

先ほど鈴木議員の答弁の中では、この奨励金制度は継続するのですかという質問には答弁がなかったですね。今の答弁ですと、今年限りというふうな話が出てきました。そういうふうなことから、また、あえて根拠法令を伺ったわけです。

それで、この一過性的な補助金要綱というふうなことで、補助金要綱というのは、町当局でこのようにやりますよと決めれば全部そのような形になっていきます。条例の部分については議会の議決を経なければなりませんので、必ず変更する際には議決が必要なわけです。そういったようなことで、こういったような奨励金制度を創設する場合には、私は十分な検討が必要ではないのかなと思うわけです。こういったような制度が軌道に乗り、そしてまた、町民の方々に喜ばれる制度であれば、それはもちろんよろしいわけですが、まず皆さん方が提案する側では、こういったような根拠をきちんとしたことを我々に示して事業実施をしていただきたいなということを申し上げさせていただきたいと思っております。

それから時期的に、このような雇用情勢でございますけれども、今予算でこのように審議してきているわけですが、このような部分については私は就職する6か月か、さらにもう少し前に、このような形での議論がほしかったなというふうに思うわけです。といいますのは、そうでなければ企業側にも採用予定、内定予定があるわけです。ですから、例えば補助金要綱にやるにしても、その適用時期を4月1日以後にやるような形にして、事前にこういったような内定を決める時期に、このような情報を流していただけ

れば、私は採用側としても、ものすごく助かる内容ではないのかなと思うわけですが、そういったような点はどのようなお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

今回の雇用対策につきましては、主な要因といたしますと、高校卒業生の人たちの就職率が非常に悪いということで、どちらかといいますと、葛巻が先に端を発したのではなくて、どちらかといえば八幡平市であるとか、盛岡市であるとか、都市部の方が中心に、その就職率の内定率が非常に悪いというふうなことから、確かに新聞報道等を見ますと12月、あるいは1月ころから、そういうふうな方針というものを各町で定めて、新聞等で公表してきている経過があるというふうに思っております。そういうふうに見ておりますが、当町の葛巻高校に限りましては、先ほども町長の方から答弁しましたように、内定率が100パーセントということで、特に高校の卒業生を対象とした奨励金というふうなものとしてはなかなか、100パーセント決まっている段階で制度化するようなことも、それほど必要性に、どちらかといえば欠ける点もあるのかなと思っております。そういうふうな観点から、本町におきましては高校生に限らず若い世代、30歳未満ということで、広く若い人たちを対象にした雇用制度によりまして、大きな成果といいますか、上げていきたいというふうに思っているというふうなことで、期間につきましては、他町村には地元の高校生の内定率等からも、若干遅れたというふうなことでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

やはり就職は、その内定から始まって雇用につながっていくわけですから、こういったような事業については、予算がなくても補助要綱とか、そういうふうな形で定めておきながら、予算措置については新年度というふうな部分もあるように私は考えますが、そのような、やはり施策も私は大事なような感じがいたします。月額50,000円というような受給額のようにございますが、12か月掛けますと1人分、1年分で600,000円になりますので、そうしますと、これが5人分想定しているというふうな考えでよろしいのか。

そしてまた、例えば人気度があって、30歳未満まで拡大しておりますので、こういったような部分については、どのような対応方法をされるでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

当初予算では3,000,000円ということで、通算1年雇用するというふうなことで計算しますと5人ということで、5人分について予算化をしたところでございます。葛巻高校が100パーセントの内定率だということで、葛巻高校生以外の部分で、どの程度の需要があるのか、非常に分かりにくい部分があるわけですが、基本的に町内に住所があること、町内の企業であること、これらを考え合わせたときに、5人程度の予算ということになったわけですが、これをオーバーするような、これ以上の事業費、予算が必要であるというふうなことにつきましては、経過を見ながら前向きに検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

これが有効的に機能して、超えるような部分については、それなりに対応したいというふうなことでございますから安心いたしました。

また、先ほどの鈴木議員との、また受給要件の関係でございますが、雇用保険の適用事業所にこういったような分については適用させるというふうなこともございました。

あと、町税を滞納している雇用事業主の部分については、どのような感じを持っているのでしょうか。

また、事業主の親族関係の部分については、どのように考えているのでしょうか。

それからまた、対象業種でございますが、これは会社とか法人とか、あるいは組合とか個人すべてを対象にしているものかどうか、補助要綱が出なければ分かりませんので、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

まず町内の業者というふうなことにつきましては、特に業種につきましては制限するものではないのですが、ただ1つだけ風俗営業法第2条に規定する事業ということで、例えば、これは会社名が分かりますので遠慮しますが、これだけは、ちょっと適用除外にしたいなというふうに思っているところでございます。

それから、交付対象にならないというふうなものですが、1つは町税を滞納している事業主は除くというふうなことを想定しておりますし、それから事業主、事業所の取締役、もしくは監査役の2親等以内の親族を雇用した新規高卒者は該当しないというふうに考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

今の受給要件は、これに雇用保険に入っていることとか、そういうふうなことでの理解でよろしいかと思いますが、あと、この月額50,000円でございますが、事業者が多分申請してくるのではないのかなと思われま。こういったような方法とかですね、あと月額50,000円の事業者に対する支給方法等はどのような形になっていくのでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

まず新年度、4月1日以降雇用した場合対象になるわけですが、実際に雇用しているかどうかの判断というのは、それにつきましては雇用主が申請してくることとなりますが、雇用してから6か月後に判断をしたいなというふうに思っているものでございます。当然申請書に基づきまして調査をするということを考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1番（柴田勇雄君）

もう1つ先ほどお願いしておきました支給方法については、例えば6か月経ったならば、どのような形で支給していくのか。6か月分まとめて年に2回払うのか、1か月分ずつ払っていくのか、そういったようなことまで教えていただければ大変ありがたいなと、このように思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

基本的には1年雇用したということを確認して、1年分お支払いしたいなというふうに思っているところでございますが、ただ、その会社等のいろいろな事情、本人の事情等もありまして、年度途中でも交付をしてくれないかというふうな事例も出てこようかなと思っておりますが、そういう内容等につきましては個別に判断する、あるいは協議していくようにしたいというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

最後に確認というふうなことで、雇用形態でございますが、これは常用雇用かと思われ
ますが、この常用雇用の定義については、どのようにお考えになっているのか。

それから、先ほどもちょっと触れさせてもらいましたけども、対象業種についてはす
べての会社、法人、組合、個人すべてを対象とするか、もう一度確認をさせていただき
たいと思います。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村上久男君)

まず雇用の定義につきましては、基本的に常用者というふうなことというふうな判断
で、週30時間以上の雇用というものを基準としたいというふうに思っているものでござ
います。

それから、業種につきましては、先ほど言いましたように、風俗営業法の第2条に関
する部分は除きますが、基本的に町内に本社がある企業、あるいは誘致企業等というふ
うに思っておりますが、農協は含まないことに、今会社が大きいので判断しにくい
ということで、農協等につきましては含まないこととするという考え方でございます。

あと、それから雇用保険、労災保険等の加入者と、加入している業種というふうなこ
とになるものでございます。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

1 番 (柴田勇雄君)

まず、この制度他町村よりも上積みされた奨励金の制度内容になってございます。私
も一定の評価をしております。こういったような部分を一刻も早く町民の事業者の方々
にお知らせをし、そしてまた、町内に雇用促進が図られるよう、そういったような雇用
制度に結びつけることを願ひまして、私の質問を終わります。

議長 (中崎和久君)

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

(休憩時刻 12時03分)

(再開時刻 13時00分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を行います。

4番、小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

通告しております水田農業について、2点目の郷土資料館について伺います。

はじめに水田農業についてですが、葛巻町は第1次産業である農林業が主であり、中でも畜産、酪農が主産業とし、東北一の酪農の町とし、また、人口より牛の頭数が多い町として県内外に知られております。

その中で、水田面積や水田農家も多くありましたが、昭和40年代の米の消費低迷や生産過剰等により、国の対策として、昭和46年度から減反政策として米の生産調整が始まり、現在に至っております。

酪農、畜産農家では規模拡大のため、転作を活用し飼料作物等を作付けしており、転作率が高いと言われております。また、水田農家がそのために減少しております。以上のことから実績と今後の見通しとその対策について伺います。

次に2点目の郷土資料館について伺います。

郷土資料館には、その時々を使い継がれた生活用具、民具、農耕具等が展示され、保存されております。それを見学しますと、その時代の生活や年代、仕事の内容等の生き方や生活の様子等を感じることができ、歴史や地域の文化の学習のできる資料館であります。私は平成18年12月定例会で一般質問しましたが、その後の利用実績と今後の見通しについて伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの小谷地議員の質問に対しまして、お答えをいたします。

まず1点目の水田農業についてお答えをいたします。

本町における水田農業は、1戸当たりの耕作面積も少なく、基盤整備の立ち後れや、度々ヤマセの影響を受けるなど稲作に適さないことから、昭和46年以降本格的に進められた米の生産調整と昭和51年の冷害を契機に、稲作から飼料作物への転作が進み、酪農の規模拡大が図られるとともに、野菜や花き栽培など複合的な水田農業が展開をされているところであります。

まず、1点目の実績についてであります。平成21年度の水田農業構造改革対策における対象水田面積は474ヘクタールであります。そのうち米の作付面積が77ヘクタールで栽培農家の飯米が中心となっております。また、転作面積は397ヘクタールで、主な転作作物の面積と農業者に支払われる転作作物栽培助成金は、飼料作物が280ヘクタールでありまして56,000,000円、野菜が15ヘクタールで2,000,000円、雑穀等が20ヘクタールで4,000,000円であり、支払額は合計で62,000,000円となっております。

このほか、担い手農家へ農地の集積を行った場合に特別加算金として支払われる担い手集積助成金の14,000,000円、飼料作物の団地化に支払われる耕畜連携水田活用対策

助成金の7,000,000円とを合わせた総額84,000,000円が転作農家に支払われております。

2点目の今後の見通しとその対策についてであります。本町での米の作付けは飯米が主で、すでに転作率が高いことから、今後転作が大きく拡大することはないものと考えております。

国においては、平成16年度からの水田農業構造改革対策に代え、平成22年度からは戸別所得補償制度を創設し、水田利活用自給力向上事業として食料自給率向上のため麦、大豆、飼料作物などの作物の生産拡大を促す対策および米戸別所得補償モデル事業として、恒常的に赤字に陥っている米農家に対して補てんする対策を講じることといたしております。

水田利活用自給力向上事業は、転作作物栽培助成金に代わる事業でありまして、原則全国統一の単価が示されておりますが、都道府県がこれまで取り組んできた経緯等を踏まえ、調整ができることになっております。

本町においても、最も多く作付けがされております飼料作物の単価につきましては、全国統一単価では35,000円が示されておりますが、岩手県におきましては10,000円減額し25,000円で設定するとの情報も入っております。今後の動向を注視していく必要があると考えております。

この場合におきましても、本町の平成21年度の飼料作物の単価は20,000円でありましたことから、5,000円の増額となるものであります。

この水田利活用自給力向上事業は、原則として販売作物が対象となるものであります。飼料作物につきましては自家利用計画、または利用供給協定を取り交わした農家も対象となるものであります。

今後も葛巻町水田農業推進協議会と連携しながら、助成制度の有効活用を図るとともに、休耕田や調整水田などの高度利用と担い手への利用集積に努め、水田農業の安定経営を推進してまいります。

2点目の郷土資料館についてお答えをいたします。

郷土資料館の利用実績と今後の見通しについてであります。岩手県博物館等連絡協議会に登録するいわての博物館は全県に80館ございます。そのひとつに下町にある旧役場庁舎を葛巻町郷土資料館として登録をいたしております。

ご案内のように、この郷土資料館は、平成6年度に老朽化等の理由から取り壊したへき地教育センターに保管されていた民具等を旧役場庁舎に搬入して開館したものであります。平成14年度には約250点の所蔵品を、食と民具、住まいと衣類、山仕事、野良仕事・家畜の4コーナーに分類し、リニューアル開館して現在に至っております。

利用状況を見ますと、小学校の社会科授業への活用と、いわての博物館情報を見て問い合わせ来館する方が年間に数件、毎週日曜日に葛巻町TMO会議が同館1階の一部スペースを活用して開設する軽音楽を楽しむ場に合わせ来館する方が数人と、年々減少傾向にございます。平成18年度から平成20年度までの3年間ではほぼ年間50人程度という状況でございます。

今後の見通しについてであります。建物自体が昭和38年に古材を利用して建設さ

れたものであります。老朽化が著しく、土埃であったり、雪が吹き込むような状況にもあり、貴重な民具等所蔵品の保管には限界があるものと考えております。

私もこれまで何度か資料館に足を運びました。1月15日にも直接まいりまして、全館の点検をいたしたところであります。多くの関係者のご協力により大切に保管されてきました貴重な地域の財産を見ながら、時代の流れに応じた人間の知恵と技を推し量り学ぶべきことの多さを感じ取り、それらを適切に管理する対策を講じるべき時期にきているものと痛感をいたしております。

今さら申し上げるまでもなく、所蔵品の収集にはそれなりの時間や多くの皆さんの理解が必要であり、一定の歴史を経て郷土資料館として確立されるものと考えております。

今後は早い時期に、郷土資料館を管理する教育委員会を通じ、町文化財保護委員会で検討していただくとともに、所蔵品をご寄贈いただいた方々のご意向も踏まえながら、所蔵品の適切な管理と活用策について方向性を定めてまいりたい、そのように思います。どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

作付面積が現在のところ77ヘクタールということですが、それによります米の作付農家戸数はいくらになっているのか。

また、県内でも転作率が高いと言われておりますが、転作率はどれくらいになっているのか伺います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

米の生産農家と転作率という質問でございます。米の生産農家につきましては282戸となっております。そのうち販売農家が33戸でございます。

転作率は83パーセントで、岩手県では最も高い転作率となっております。ちなみに、そのうち飼料作物につきましては88パーセントと特化している状況でございます。以上です。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

83パーセントの転作率というようなことですが、今後の見通しと対策についてでございますが、休耕田や耕作放棄地による交付金が支払われないと思っておりますがい

かがでしょうか。

それからまた、そういった部分の休耕田等の面積はどのくらいになるでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

耕作放棄地でございますが、17ヘクタールほどになってございまして、また休耕田につきましても、うちで捉えている分が35.6ヘクタールとなっております。合わせまして52.7ヘクタールが交付金の対象外となっております。

なお、耕作放棄地対策の一環として土地の所有者、さらには地域での土地の利用状況等を加味したうえでの対策が大事かなと思ってございまして、今年度葛巻町の産業振興協議会の中で、耕作放棄地対策専門部を設置してございまして。この専門部の中では解消計画を策定し、関係機関、関係団体等と連携した取り組みを行っているものでございまして。

なお、耕作面積が当町は極めて少ないわけですので、この活用というのは町の農業振興のひとつのポイントにはなるのかなと思ってございまして。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

耕作放棄地には支払われないというような答弁でございまして。そうすると、耕作放棄地の解消に向けまして農業委員会、あるいはまた、農業委員の方々が日夜努力されております。そういった中で、昨年ですか、利用集積の部分というようなことで全国表彰されたわけでございますが、その日常の活動の内容と実績等はどのようになっているのでしょうか。

それからまた、今後水田を休耕田、高齢化や後継者等の不足により稲作農家が耕作放棄地をとというようなことになりましますと、やはり水田ですと1枚ごとの面積も少ないので、これからの解消方法には、特にも飼料作物等を作付けするということになりましますと、機械等が入れないというような場所も、かなり出てくるのではないかとというような心配もされます。そういった部分について、どのような解消策があるのか伺います。

議長（中崎和久君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（遠藤彰範君）

耕作放棄地に関しましては、先ほど農林環境エネルギー課長が申しましたとおり約17.1ヘクタールほどになっております。

その内訳でございますけれども、直ちに耕作できるよという面積につきましては6.8ヘクタールほどになります。軽微な基盤整備を実施しますと即可能ですよという面積が大体6.2ヘクタールほどになっております。全く森林化しているような、耕作不能の土地でございますけれども、これが大体4ヘクタールほどの分類というふうな形になっております。

これまでの耕作放棄地対策でございますけれども、大きなものでございますと、昨年度小田地区で実施しました集落的な利用集積というふうな形でございまして、約0.7ヘクタールほどの耕作放棄地の解消に至っております。

今後の対策ということでございますけれども、本年1月からですか、県の方が中心になりまして、岩手県農業公社に農地再生コーディネーターなるものが設置されまして、岩手県全体で6名の配置でございます。うち4名がJA新しいわて管内でございまして、そのうち1名が葛巻町に専属といいますか、農協に席を設けましてその解消に当たるといような専門職を配置させていただきました。

そのほかでございますけれども、本年3月に予定しておりますが、耕作放棄地の対策協議会なるものを設立しまして、この農地再生コーディネーターとの連携を図りながら、この耕作放棄地の解消というものに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それで、22年度の新規事業、国の新規事業でございますけれども、これにつきましては農地利用集積円滑化事業というものが導入される予定でございます。この内容につきましては、先ほど申し上げました協議会が円滑化団体となりまして、その耕作放棄地の解消に努力していくというふうな内容になっております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

22年度からスタートします、戸別所得補償制度に代わることになりまして、これまでの水田農業推進協議会の役割、あるいはまた、水田農業への影響はどのようになるのか伺います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

現在の水田農業構造改革対策におきましては、転作作物等に支払われる単価につきましては、それぞれの各協議会が設定できるようになってございます。それから、交付金の支払いにつきましては、国から協議会に交付され、さらに協議会から農家生産者に支払われているのが実態でございます。

平成22年度からの戸別補償制度におきましては、国が単価を設定し、支払いにつき

まして国から直接農家に支払われるシステムに移行されるものでございます。

なお、水田農業協議会の活動につきましては、農家からの転作申込受付、それからまた、これまでも行っております現地確認については、それぞれの協議会が実施することになってございます。

なお、先ほど水田農業改革での町への総額につきましては、町長からも答弁ありましたが、84,000,000円ほどの交付になってございますが、22年度の戸別補償制度におきましては、米の作付農家への支払いもありますので、総額で町には85,000,000円ほどで、今までの金額より1,300,000円ほど増の金額が見込まれております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

21年度までの産地確立交付金と22年度からの水田利活用自給力向上事業の部分ですが、先ほど課長が答弁しましたけれども、差額はどのくらいになるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

先ほどもご説明いたしましたが、1,300,000円ほどの増額になる見込みでございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

そうしますと、農家では大体5,000円ほど増額になるというような解釈でよろしいわけですか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

作物ごとの単価の変更もございますので、一概には5,000円という形にはならないわけですし、これまでの水田農業構造改革におきましては、転作作物への助成、さらには担い手への集積事業、それから耕畜連携助成といった、大きくは3つの中での配分になってございました。今回の戸別補償制度につきましては、先程来お話しておりますとおり、転作作物への助成金、それから米を作付けしている農家への補償制度という2つの

制度になりますので、一概には言えないわけですが、総額で、何度も言いますように、町全体として1,300,000円程度でございますので、そんなに大きな差にはならないのかなと思ってございます。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

それでは、次に資料館について伺います。

郷土資料館は昭和38年度に古材を利用しての建設という答弁でありました。老朽化が著しく、ほこりや雪等が吹き込むような状況であるということでございます。そういった部分で、耐震診断をしたのか、あるいはまた、計画があるのかどうか伺います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

公共施設の耐震診断につきましては、安全確保の観点から早急にしなければならないという認識ではありますが、利用頻度の高いもの等、優先度の高いものから実施をしている現状にございまして、旧役場施設につきましては行っておりません。

しかし、議員おっしゃるように昭和38年の建築物ですので、強度不足であるというふうな考え方には立っておりますが、耐震診断、あるいはその改修等については一体的に、あるいは総合的に考えていかなければならないというふうに思っております。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

TMO会議、あるいはまた、軽音楽等で利用されているということで、年間大体50人程度という状況の中で、老朽化が進んでいるということでございます。そして、そういったことで教育委員会、あるいはまた、町の文化財保護委員会の方々での会議等をされたことがあるのかどうか伺います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

議員質問の冒頭に、平成18年12月議会でこの件に関わる質問をされた、あるいは町長答弁でも申し上げておりますが、18年にそういうふうな議論がありまして、その当時は郷土資料館、下町のものは町としての資料館、それから旧小田小学校を利用してあります郷土資料館は、小田やすらぎの家民俗資料館については地域が主体性を持ってやってきたものだということで、そのすみ分けをしながら管理をしているというふうなお話をしたというふうに記憶しております。その後19年度から旧小田小学校を利用するやすらぎの家も町の資料館として現在は管理をしている状況ですが、今お話がありました下町にある旧役場庁舎を利用する資料館について、文化財保護委員等での話し合いがというような質問でございますが、例年行っております文化財保護委員による文化財のパトロール等では、必ず両施設立ち寄りながら、その管理状況を検証しております。

そういった中で、下町にある郷土資料館のものは、小田のやすらぎの家とはまた違ったもの、例えば埋蔵文化財のような出土品であったり、掛け軸や古文書といった、大変貴重なものが下町の資料館には所蔵されているというようなことから、その管理はやはりしっかりとやらなければ、貴重な財産が失いかねないというふうなことで、その適正管理をすべきだと、町の博物館、あるいは郷土資料館の建設計画等と併せて、そんなことを教育委員会から町当局に申し上げながら、そういった議論をすべきだというふうなご意見は頂戴しておるところです。

議長（中崎和久君）

小谷地喜代治君。

4番（小谷地喜代治君）

資料館を見学したいというような、教育委員会等に申し込みがあったときは、主に小田やすらぎの家民俗資料館の方に案内をしているというようなことも伺っております。

そういった部分で、小田やすらぎの家民俗資料館では、地元での運営協議会を設立し、または老人クラブ等の方々と一緒になって定期的に掃除や民具等の手入れをしています。そういった中で入館者には説明等もしているというようなことでございます。

私は、そういったようなことで、建物等が古いというようなこと、あるいはまた、あまりにも入館者が、資料館には年間50人程度というようなことでございますので、この際急にというようなことにはいかないと思っておりますけれども、一緒にした本当の葛巻町の資料館という一本化した方がいいのではないかというような考えをもっているところでございます。

そういった中で、先ほどの町長の施政方針演述の中で、今後具体的に検討をするというような施政方針演述でありました。そういった中で、どのような計画、あるいは検討をするのか、町長から答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

最終的な、何ていいますか、議員の質問に対しては町当局、あるいは町長、副町長のお考えになるかというふうに思いますが、議員の質問の中に出てきました、問い合わせがあった場合には小田の資料館を紹介する例があるというようなことにつきましては、平成20年に小田やすらぎの家の名誉館長であります方が、この方というのは元県の博物館の学芸員でもあります、その方が小田のやすらぎの家に所蔵する民具等約2,000点を実際の寸法であったり、利用方法であったり、あるいは地域の皆さんから登場していただいて、その利用方法を写真に納めて、言うなれば紙上博物館的な参考書ができていたというふうなこともありまして、その冊子が販売されたことから、それを見て、非常に分かりやすいから見たいというふうな問い合わせがあったということになります。小田の資料館を案内をしているケースが多いということになります。

それから、今後の方針につきましては、当然町の考え方、あるいはそれを受けて総合計画審議会での議論というものも必要でしょうし、議員さん方のご理解も必要になるかと思いますが、考えられる分はそれぞれ何点か、新築であったり、現在のものを補修することであったり、あるいは小田のやすらぎの家との一体化、さらには他の施設の有効利用、そんなことが考えられるだろうかというふうに思いますが、最も効率の良い、私ども教育委員会とすれば、同じような時代を振り返って、当時の生活の知恵、工夫が見られる大切な資料ですので、それらを一体的に管理することが望ましいのかなというふうには考えておりますが、施設整備等の関係もございますので、町当局の判断を待ちながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答え申し上げますが、今町長から答弁を申し上げましたように、資料館を管理する今教育委員会の方で、文化財保護委員の方々を中心に、そのあるべき方向性といえますか、これを検討していただくという方向に今なっておるところでございます。

いずれ、議員さんからもいろいろご意見がございましたが、今このようなご意見等も踏まえながら、検討をしていただくことになろうと思っております。その結果を踏まえながら、早期に町としても方向性を示してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

4番（小谷地喜代治君）

終わります。

議長（中崎和久君）

次に5番、山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

それでは、私の方から通告している2点について、町当局の考えをお伺いいたします。まず1点目ではありますが、少子化対策の成果についてお伺いします。

少子化対策として、町でもこれまで対策をとってきたわけではありますが、町の出生数を見ると平成2年の96人をピークに年々減少し続け、平成20年は26人です。また、町の合計特殊出生率は、平成に入って一番高い平成6年の3.16であり、平成20年は1.08という厳しい数値であります。

町民の方々からも地区に子どもがいなくなった、ぜひとも子どもの数が増えるような対応をしていただきたいという意見をいただきます。これまでの取り組んできた成果について伺います。

次に2点目ではありますが、道路情報についてであります。

国道340号線野中地区にあります道路情報板は現在も故障しております。これまでも度々故障し、修理してもまた故障の繰り返しであります。早朝、また夜遅くまで町内、町外へ仕事のため通勤する人たちにとって、特にも冬場には表示温度で事故のない安全走行ができ、無事家路につくかと言うほど目安になると思います。管理する側に迅速な対応を求めることができなかつたのか伺います。

次に集落の機能維持について伺います。

来年度からは、町の情報が迅速に各集落、各世帯につながります。しかし、1人暮らし、あるいは高齢者世帯が多い山間地での集落は、隣同士の声掛けで安否確認ができたり、人と人のつながりが集落の機能維持を支えてきたと思います。しかし、過疎化が進み、戸数が減少していく中で、町としてこのような状況をどう対処していくのか伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問に対しましてお答えをいたします。

第1点目の少子化対策の成果についてお答えをいたします。

国においては、これまで2期にわたるエンゼルプランに基づき、保育関係事業を中心に、計画的な整備に取り組んできました。また、平成15年に制定された少子化社会対策基本法によって、各種の施策を総合的に推進する枠組みが整備されてきたところであります。

これに基づき、本町においては安心して生み育てられるまち・くずまきを基本理念とした葛巻町子育て支援計画を策定したところであります。

本計画では基本的視点として、次の4項目を柱に据えております。その1つは、子どもを持ちたい人が安心して出産や育児ができるような環境整備に努めること。2つ目は、家庭における子育てを支援する体制を整えるよう努めること。3つ目は、子育て支援の

施策の中では、子どもの利益が最大限尊重されるよう努めること。4つ目は、子育てを社会の問題として捉え、地域社会全体として支援できるよう努めることとあります。以上の4項目の視点に沿って、具体的な子育て支援のあるべき姿として目標設定を行いながら、基本理念の実現に向けて、各般の施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として少子化の進行については歯止めがかからない状況となっております。過去5年間の出生数を見ますと、平成17年の44人から平成18年度は39人、平成20年度は26人と減少の一途をたどっていましたが、平成21年度は32人と6人も増加をしております。2割以上の増加をしているわけとあります。少し明るさが見えてきた感もあるわけとありますが、しかしながら、非常に憂慮すべき状況にあるものと認識をいたしております。

また、子どもを産み育てる世代である20歳代から40歳代までの人口は、平成17年4月は2,379人であったものが、平成21年4月には1,938人となり、4年間で18.6パーセント減少をいたしております。

このようなことから、本町における少子化対策は、総合的な対策が不可欠であります。そのため、雇用の確保を含めた若者定住対策や安心して生み育てるための母子保健施策の充実を図ってまいります。

また、保育料を軽減するための見直しを行うとともに、新年度から保育に欠ける欠けないに関わらず、どの保育園にも入園できるよう進めてまいります。併せて、就学前教育を重視する観点から幼保一元化を進め、葛巻保育園に新年度から保育所型認定こども園を設置することといたしました。安心して子育てができる環境づくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

2件目の安全、安心なまちづくりの環境づくりについてお答えをいたします。

まず、1点目の道路情報についてであります。ご質問の道路情報施設は、町内の国道340号線には3か所、車門地区、野中地区、茶屋場沢口地区に設置をされております。

県の道路管理担当部署によりますと、野中地区と茶屋場地区の施設については、平成6年ごろの設置でありまして、15年ほど経過をいたしております。劣化等による故障が頻繁に生じておる状況であります。いずれの施設もLED基盤や回路の損傷による故障とのこととございます。情報表示の文字が判読できなかつたり、情報表示そのものが点灯しない状況にあります。住民やドライバーに不便をかけている状況にあることから、早急に修復していただくよう、県の道路管理担当部署に対し要請をいたしておるところでありますので、ご了解を賜りますようお願いをいたします。

なお、平成20年度から進めております地域情報通信基盤施設整備事業におきまして、町内11か所に設置したwebカメラでは、道路、河川等の状況を撮影し、町ホームページ防災情報内の防災カメラ情報として静止画像を約10分ごとに更新をし、画像情報を提供いたしているところとございます。このことについても、町民の皆様さらに周知を図ってまいります。

次に、2点目の集落の機能維持についてであります。平成22年度に整備完了予定の地域情報通信基盤施設では、防災情報も含めた各種行政情報を町民の皆様速やかに正確に提供していくため、自主放送システムやデータ放送システムを導入することとい

たしております。

これらのシステムでは、町からのお知らせが中心となりますが、議会中継や各種行事、イベントなどの映像も放送していくことといたしております。これまでのチラシ等による周知方法と異なり、即時性、即応性が高いシステム運用が可能となりますので、例えば道路の通行止めの交通情報から犯罪の未然防止に関する情報提供など、安全、安心なまちづくりの環境づくりに積極的に活用していけるものであります。具体的な活用方法、情報提供の内容等につきましては、今後町民の皆様のご意向を踏まえながら検討を進め、集落のコミュニティ機能の維持を補完できるような、地域情報通信基盤施設の活用を図ってまいりたいと考えております。よろしくどうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

少子化対策についてであります。総合的な政策がやはり必要だということでありす。生まれてくる子どもたちの絶対数が少ないわけでありす。先ほどから鈴木議員、柴田議員からも質問がありましたように、やはり地元の学校を出た子、また町外の学校を出た子どもたちが外に出て、また葛巻に来たとき働ける場所、雇用の場の確保がまず一番だと思います。

あとは、いろいろな異業種の人たちがいます。そういう人たちが、やはり出会いの場、仕事が違うということは、なかなか出会いの場がない、そういう場を持つことも必要だと思います。

保育料の軽減率は、またさらに良好な状態になったとは思いますが、そういうふうな総合的な施策が大事だったのではないかと。

例えば、今こういう時代だからこそ企業誘致は困難かと思えば、町に隣接する市や町には企業誘致があります。町では雇用の場の創出を図るため、盛岡広域8市町村で設置した在京盛岡広域産業人会と連携して企業誘致に努めるとありますが、例えば統廃合になった校舎の利活用を図りながら、隣接に進出している企業へのコンタクトも必要なのではないかと、その点について伺います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

少子化対策につきましては、先ほど町長が答弁を申し上げましたように、総合的な対策が必要であると、いわゆる経済的な支援、あるいは子育て支援的な部分ももちろん大切なわけがございますけども、若者が定住できるような雇用対策、これがまさに葛巻にとっては重要な対策のひとつであろうというふうに思います。今年度は若者雇用に向け

た予算措置もなされているところでございます。これらに、我々としても期待をしているところでございます。

2点目の部分で質問がありました、出会いの場等も必要であるというふうなご質問でございますけれども、これにつきましては、これまで平成11年の4月に後継者交流推進協議会というものを町の方で立ち上げをしながら、関係機関、青年連合会、あるいは商工会の青年部、あるいはJAの青年部、森林組合の青年部、これらの方々から委員になってもらいながら、さまざまな交流事業等を展開してきた経緯があるわけでございます。

併せて、農業委員会が事務局になりながらアトツギー・キューピット事業、これらについても取り組んできたところでございます。ただ、現在はさまざまな課題、行政が個人の、いわゆる結婚意思を尊重すべき、個人の意思に任せるべきであるというふうな意見等もありまして、これらの団体についての活動については休止をしている状況でございます。

ただ、最近と申しますか、社会福祉協議会が町のアンケート調査を、21年の1月に全世帯を対象にアンケート調査を実施した内容によりますと、後継者のための結婚相談所的な開設と申しますか、そういうものを希望する希望者が多かったというふうな、全体のアンケート調査のデータからしますと4パーセントほどのようではございますけれども、そういうふうな町民の関心というのは、将来的に安心して暮らせるためには自分の子どもが結婚して、安定した家族生活を送れるようにしたいという願いが込められているのかなというふうに思います。そういう意味で、社会福祉協議会が22年度事業といたしまして少子化対策、あるいは結婚問題事業についても取り組みたいというふうに伺ってございます。

これについては21年度、今年度他市町村の社会福祉協議会で取り組んでいる先進地の視察等も、雫石町、あるいは沿岸、陸前高田方面を視察をしてございます。これらを参考にしながら、出会いの場の設定について今年度、22年度事業で取り組みたいというふうなことになっておりますので、行政といたしましては、これらの事業の中で連携し、あるいは支援できる部分については行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

企業誘致のご質問でございますが、統廃合になったあとの企業誘致、学校跡地の利用について、隣接市町村等と企業誘致されている会社等とのコンタクトをとってはどうかというふうなご提案をいただきました。企業誘致できる場所といたしましては、統廃合後の学校跡地としても有力な候補として考えているところでございますので、なかなか地理的な条件等もありまして、これまで4社の企業誘致があったわけですが、その後なかなか難しい状況にあったわけでございますが、ご提案いただきました学校跡地等の利

用というふうなことにつきましても、今後というよりも、これまでも候補としてはきましたが、そういう形での企業誘致できる対象地としては考えていきたいというふうに思っております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

平成22年度社会福祉協議会の方で出会いの場の設定というか、あるみたいですが、確かに行政が主体となると、やはり皆さんプライバシーも持っているし、自分たちがそういう注目の目で見られるというのが、やはり嫌だというか、そういう気持ちもあると思います。それで、やはり第3者的な、それがすぐに結婚ということではなくて、異業種の方々が集う会とか、異業種の方々が語る会とか、そういうソフトなイメージで皆さんから声掛けしていけばいいのかなと思います。それが堅苦しくなくて、何で私たちのプライバシーに入ってくるかと言われるのが多分気になる場所もあると思います。いずれにしても、葛巻にもたくさんの若い人たちもおりますので、そういう場の設定は、私もそういう場を持ってほしいという声もいただきましたので、それは前向きに進めてもらいたいと思います。

あとは企業誘致のことではありますが、地理的条件が悪いと言いつつも、二戸市とか九戸、または岩泉にはきのこ産業、ブローラーとか、とにかく皆さん町内にはなかなかないので、峠を越えて仕事を求めています。先ほど総務企画課長からもありましたように、本当に前向きなコンタクトをとってもらいたいと思います。それが子どもたちが安心してこの町に住み続ける雇用の場の確保になれば、小さいながらも、やはり努力していかなければと思います。

次にですね、町では年度始めに臨時職員の公募をしております。まず同じ業種に公募があった場合、能力に特に差がない場合にはランクを付ける必要があるのではないかと。例えば年金受給者と子どもがいる世帯であるのであれば、やはり現役世代の方々を優先することも必要なのではないかと。そのことがまず1点であります。

また、先ほど鈴木議員、柴田議員から、今年度の目玉になる雇用の支援対策についてありましたが、60歳以上の方々と30歳未満の方々をターゲットにしているようですが、その年齢の対象から外れる方々も、今建設、土木関係では3月工期ということで、今まで声をかけてもらわなかった人たちも就労しているようではありますが、それが30歳未満と60歳以上でいいのか。本当に仕事を求めている人たちは、40代でも、30以上でも、40でも、50歳でもいるのではないかと。その枠をもう少し広げるようなこともできないのかについて伺います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

役場の臨時職員につきましては、登録制度を大分前から採用しているところがございます。これも町民の要望にお応えをする形で、やはりどんな方でも臨時職員として仕事ができるチャンスといえますが、当然ながら公募をすることによって、平等な情報の元に応募することができるというふうな条件を整えてきたわけですが、その中で採用するに当たりましては、それぞれ専門的な分野、あるいは事務補助的な分野、あるいは保育所のようなところで働けるような資格を持っている人の分野、いろいろあるわけですが、その採用をするに当たりましては、それぞれの担当部署で適切な人を選出しながら採用しているということだろうと思いますが、今提案いただきました子どもの人数とか、そういうふうなことにしましては、基本的に採用条件とするかどうかにつきましては、基本的に雇用される側で、基本的に平等な採用条件になれるのかどうか、労働基準法に触れるのかどうか、その辺も十分検討したうえで検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、今回の予算、新年度予算の中で、ひとつには30歳以下の若い人たちの雇用対策。それから、60歳以上の高齢者の方々の雇用対策について制度化、補助金の確保をしたわけですが、30歳を超えて、では60歳の方々はということになりますと、基本的にこれは厚生労働省が所管する職業安定所等で当然募集などをしながら、ハローワーク等を使いながら、募集しながら、これは全職種にわたって、全年代にわたって募集をしているところでありますし、また町の広報誌にも毎月町内の募集状況につきましても掲載しております。決して働く場所がないというわけではないというふうにあるというふうに思っております。ただ、職業を選択する自由というのは、それぞれの個人の中で判断されるものだと思います。特に30代から60歳の間にかけての、そういうふうな雇用対策というふうなものについて、今回予算化しておりませんが、本当に必要があるのかどうか、雇用状況等を見ながら検討をしていかなければならないというふうに思っております。雇用の場というものにつきましては、その年、その時期によって内容が変わってくるものではないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

県下一所得の低い当町であります。仕事をしたいと思う方々に、できるだけ多くの方々に仕事が行き届くような配慮が必要と思います。

また、少子化に対してですが、やはり仕事ができ、それで安定できれば結婚に結びつくと思います。また、どなたも新聞を見れば、あるいは町の広報紙を見て、結婚、誕生の欄を見て、葛巻に掲載されていれば良かったと思えるのは私だけではないと思います。結婚祝い金とか、出産祝い金の考えはないのか伺います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

結婚祝い金、あるいは出産祝い金等の制度の部分でのご質問でございますけれども、これにつきましては非常に経済的な支援という観点からはひとつのアイデアではないのかなというふうに思います。

他の市町村の状況をインターネットで調べたものがございますけれども、雫石町が第3子以降については1人50,000円。あるいは隣の九戸村が、同じく第3子以降の場合は、出生時1人について50,000円、あるいは結婚祝い金については1組50,000円。あるいは住田町については第3子が300,000円、第4子以降が500,000円というふうに大幅な。あるいは洋野町は第1子から30,000円、第2子が50,000円、第3子が100,000円というふうに県内でも、いわゆる出生祝い金、あるいは結婚祝い金を制度化している市町村がございます。

したがって、少子化がこのように急激に進行していく状況の中では、このような制度というのもひとつのアイデアであり、町の財政状況等も検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

ただ国でも、これまで児童扶養手当の、いわゆる増額とかさまざまな経済的な支援、子育て支援の施策を行ってきたわけがございますけれども、いわゆる個別給付をいくら整備し拡大しても、なかなか子どもを産む気にはなれないというふうな部分も一部意見としてあるのも事実でございます。

今年度は国では子ども手当、基本的には中学生以下1人26,000円、新年度は半額の13,000円ということではございますけれども、国においては子ども手当の創設によって、子育てしやすい、子育て支援の充実した施策を打ち出したという部分がございますので、これらの推移、状況等も見ながら考えていきたいなというふうに考えてございます。

併せて、町長答弁で答弁したように、保育料の軽減化については、今年度10パーセントほど、それぞれの改正をすることになってございます。所要額で約2,700,000円ほどで、現在34市町村中、20年度の国の基準での軽減率は14番目に位置してございます。これを今年度実施した場合には、5番以内、5番くらいにはなるということで、こういう施策についても今後とも経過的に拡大していければよろしいのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

とにかく、財政状況と言いますが、子どもたちが産まれて、将来葛巻の労働力を担ってくれるわけですから、投資といいますか、そのような対策に予算措置をしても十分な効果があると思いますので、ぜひ検討してください。

次に、続いて2件目の質問に移ります。

そこのお年寄りの方々に先が心配といった声を聞きました。そのような高齢化、一人暮らし、高齢者世帯が多い集落においては、各自治会には地域担当職員が張り付けられています。今年度保健師が増員されると聞きますが、ソフト面として、そのような集落にも入ってもらって高齢者の方々の話し相手とか、またはアドバイスできる場面もあるかと思いますが、その点について伺います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野頭諭君）

いわゆる高齢化が非常に、現在37.1パーセントほど高齢化が進行しているわけですが、特にまた一人世帯の高齢世帯も増えているというふうな状況の中で、いかに高齢者の皆さんが安心して生活を維持していくかというのも大きな課題でございます。

これにつきましては、自殺対策と併せて、本来高齢者の見守り、小地域見守りネットワークを各自治会にきめ細やかにつくっていくと、それによって安心して生活できるような、地域自らがお互いに支え合いながら生活していくようなシステムをぜひとも構築したいと。行政だけで見守りというのは、現実的には非常に難しい部分がございますので、まずは自治会の中に民生委員、あるいは保健委員、あるいはボランティアの方々を含めた小地域見守りネットワークをまず構築してもらおうということで、現在自治会には23自治会に設置されてございます。さらに新年度全自治会にこの網を、全自治会に見守りネットができるように進めたいということで、社会福祉協議会と我が課が連携した形で進めたいというふうに考えております。

併せて、現在社会福祉協議会の方で進めている、県の社会福祉協議会の小地域福祉活動推進のための住民支え合いマップ普及事業というのがありますけれども、この制度によりながら一人暮らし高齢者、あるいは寝たきり高齢者、認知症高齢者などの、いわゆる災害時の要援護者の避難支援についても、このマップづくりを、すべての自治会に普及させたいというふうなことで今進めているところでございます。

保健師については新年度2名の増員ということになってございますけれども、これにつきましては、特に母子保健活動、あるいは自殺対策、さまざまな課題がございます。そういう意味で、業務担当制を維持しながら、地区担当制を敷くということで、大きく3ブロックに分けた形で保健師を配属して、きめ細やかに各地域に入って家庭訪問、本来の保健師活動の原点というのは地域に入りながら、地域の実態を把握しながら保健活動をするというのが原点でございますので、そういう意味でも今回2名の増員ということですので、これらを生かしながら訪問指導等に当たりたいというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

孤立する世帯とか集落をつくらないためにも、保健師の人たちが入る、その果たす役割はすごく大きいと思います。それが安全、安心のまちづくりになると思います。その成果というか、お茶飲みでもよいと思います。違うところではやっているようですが、少人数のところにお茶飲み程度の、改まったところではなくても、その人たちが、悩み事相談などありますけども、足を運べない人たちが地元において老後のことが心配だとか、例えば介護が必要なのであれば、いち早く見つけられるのも保健師の方々でありますので、その役割をぜひ果たしてもらいたいと思います。

次に、予算的な背景もあるのであれば、簡素でもよい、気温の表示があれば十分という方々もたくさんおります。クリーンエネルギーの町であれば太陽光発電で、通年して道路の安全走行のための情報を随時提供するために、町と県と協議していくべきではないのか。これは県の管理だからというのではなくて、町民の方々も通りますし、交流人口に強く力を入れている当町であります。そのような機能しないような情報板があるということが、ちょっと私には、ちょっと自分自身も手をこまねいていたのかなと思います。少し時間がかかりすぎたと思いますが、今の点について答弁をお願いします。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（馬淵文雄君）

議員ご指摘のように、大変この道路情報の表示板についてはご迷惑をおかけしている状況が長かったと、そのように認識をしております。

私も道路を通るたびに、表示板には調整中という表示が出ておまして、県の方では故障というものは分かっているので、早く対応してくれるものだと思っておりました。

昨年秋頃だったかと思いますがけれども、直接電話を入れまして、すぐ対応していただきましたが、またすぐに故障するというような状況でありました。そして、またすぐ対応してもらえるのかなというようなことで、また電話をしますと、直してもすぐ壊れる状態だというようなことの繰り返しで、大変町民、ドライバーの方にはご迷惑をおかけした期間が続いたと、大変申しわけなく思っているところでございます。この故障につきましては、再度お願いをしまして、今月を目途に回復させたいというようなことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

5番（山岸はる美さん）

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、2時25分まで休憩します。

(休憩時刻 14時12分)

(再開時刻 14時25分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
次に3番、姉帯春治君。

3番 (姉帯春治君)

最後になりましたけども、よろしくお願ひ申し上げます。

私は林業振興についてと教員の住宅について、2点を質問いたします。

まず最初に林業振興について、葛巻町の森林は、町にとりましても基幹産業として山の恵みや木材の収入などで家族が支えられてきました。

今の現状では木材の低迷などで、木材は価格が決して良くない状況ですが、しかし、今は新しい制度により森林整備地域活動支援交付金というような事業が導入され、団地化によって国、県、町から支援をいただき、森林整備の事業で山に入る作業員、または山林者が守られてきました。町内の商店、民家、山林者に関わる、だれもが生活していくためには、やむを得なく木を伐採している、かなり厳しい状況が続いていますが、町はどのように考えて、そして町の伐採面積はどのくらいありますか。

また、カラマツの集成材利用について、平成22年2月25日に葛巻町森林組合の総会の中で、新会社が全組合員の基で決定されました。町内で製材所が運営される、まさに町としては明るい声であると思います。葛巻町議会としても昨年研修を県外の山形県、福島県、宮城県に訪問し、葛巻町産材カラマツ集成材利用の体育館などを見学してきました。すばらしい施設を見せていただきました。町のカラマツの集成材はどれくらい町外に出ていますか。カラマツ集成材の今後の見通しはどのようになりますか。

町内の造林について、推進され、町から嵩上げ10パーセント、県から10パーセント、国から30パーセントの中で、山林者に対し負担金もない支援状況ではありますが、年間に造林の面積はどれくらい取り組んでいますか。

また、教員の住宅について、葛巻町で学校の統合により、先生方も少なくなり、教員の住宅が多くありましたが、教育委員会が管理している中で、教員の入居利用について環境がどのように管理されていますか。

また、町営住宅の利用について、町営住宅の水洗化は90パーセント以上となっているようでございますが、入居利用している生活環境に問題はないのですか。

また、学校統合により総務企画課で管理しています元教員住宅でございますが、数はどれくらい利用されているのか。環境には問題はないのか質問いたします。

議長 (中崎和久君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

ただいまの姉帯議員の質問に対しましてお答えをいたします。

1 件目の林業振興についてお答えをいたします。

林業従事者の高齢化や従事者の不足、安価な輸入材による国産材価格の低迷、さらには住宅着工数の減少等の影響を受け、林業を取り巻く情勢は厳しさが続いており、林業生産活動は長期にわたって低迷をいたしておるところであります。

一方で、昨今国土保全、水源涵養、二酸化炭素吸収、森林セラピーなどの森林の持つ多面的な機能に対する国民の関心が高まるとともに、国産材の需要拡大策として、公共施設における国産材の利用義務を法制化しようとする国の動きが報道されるなど、一部変化の兆しも見受けられるわけであります。

こうした流れを加速させ、健全で多様な機能を発揮する森林を育成していくためには、森林所有者が保育や間伐等の必要性を十分理解し、積極的に森林整備に取り組んでいただけの環境をつくり出すことが肝要と考えておるところであります。

まず1点目の森林伐採についてであります。利用期に達した樹木を伐採する主伐が、平成20年度は32件126ヘクタールであります。平成21年度は2月15日現在で38件146ヘクタールの実績となっております。おおむね1年間では30件程度でありまして、面積では150ヘクタール前後の主伐が行われております。

次に2点目のカラマツ集成材利用についてであります。カラマツ集成材はラミナと呼ばれる節などの欠点を取り除いた部材を人工乾燥、接着集成させる、そして寸法精度であったり、あるいは強度、剛性に優れた木質部材であります。その特長を生かし、使用目的に応じた断面、自由な長さ、そしてアーチ型などの自由な形状を作り出すことのできるデザイン性の高い建築材でもあります。地元の民間企業が松特有の反りや脂の問題を解決し、カラマツ集成材として製品化に成功したことから、建築用材として公共施設はもとより、一般住宅や事務所等の建築にも利用されております。

集成材の特性を生かして、町内ではもく・木ドームをはじめ、畜舎、堆肥舎のほかに一般住宅でも利用されております。今年度整備いたしました医師住宅であったり、あるいはまた農業体験交流施設の構造体としてもカラマツ集成材を使用しているところがあります。

また、埼玉県の住宅建築業者が、このカラマツ集成材を構造体として使用し、同県内を中心に年間で250戸を超える一般住宅を建築していると伺っております。

販売数量の実績では、平成18年から20年までの3年間の平均であります。約2,000立方メートルとなっております。今年度はすでに2,200立方メートルを超え、需要は拡大傾向にあることから、今後に期待をいたしておるところであります。

カラマツの原木につきましては、町森林組合が平成19年に岩手くずまき高原カラマツとして商標登録をしております。町としても、ブランド価値が一層高まるよう関係機関、団体との連携を強めていくとともに、公共施設の整備に当たっては、今後とも可能な限りカラマツ集成材を中心に町産材を使用してまいります。

次に3点目の町内における造林についてであります。本町の造林は、町の森林整備施策の基本となる町森林計画とその詳細計画である町森林整備事業計画に基づき、森林所有者が策定する森林施業計画により行われているところあります。

これらの計画に沿った施業内容で実施することで、有利な国の補助制度を活用した森林整備が可能となることから、これによる造林を基本として推進しているところであります。その造林件数および面積の実績は、平成19年度が50件39ヘクタール、平成20年度が54件55ヘクタール、平成21年度が47件52ヘクタールとなっているところであります。

最近の伐採後における再造林率は、おおむね40から50パーセントとなっておりますが、今後とも再造林率の向上と適切な保育、間伐の促進を図り、持続可能な循環型林業を確立するため取り組んでまいります。

次に、2件目の教員住宅についてお答えをいたします。

本町の町立小中学校への教員赴任については、盛岡市など町外に生活根拠を有する教員が多いことから、教員住宅を建設し居住環境の整備に努めてまいりました。

教員住宅として建設した施設で、学校が統廃合になり、かつ耐用年数を経過したものににつきましては、普通財産として教育委員会から町長部局へ管理替えをしておりますが、これらの住宅は境の沢や小田、星野、江川馬淵等町内に広く点在しております。全部で31戸を管理しているところであります。

現在教育委員会が管理する教員住宅は5小学校、3中学校分で、合わせまして39戸となっております。そのうち教職員の入居利用は18戸であります。特殊な事情等を考慮し、住民要望に応えた形で、教職員以外の入居が6戸であります。合計で24戸が実際に入居利用されています。24戸でありますから、率にしますと61.5パーセントが実際に利用されているという状況にあります。

一方、39戸の建設年度を見ますと、最も古い昭和40年度に建設した1戸をはじめ、昭和40年代に建設したものが10戸、昭和50年代に建設したものが18戸、最も新しいものは平成4年度に建設した2戸という状況にあります。総じて老朽化が著しいこと、そしてまた、水洗化の必要性など課題を抱える中で、湯沸かし器や風呂釜、網戸などの修繕等には毎年相応の修繕費をかけながら、年度替わりにおける教職員の異動に対応できるように、維持管理に努めているところであります。

2点目の町営住宅利用についてであります。町営住宅として鳩岡、田の沢、堀の内、小屋瀬の4団地54棟66戸を管理しております。

全66戸のうち65戸に入居しており、町営住宅の入居応募者数は、平均で1.57倍の倍率となっております。ただ、建築後48年を経過している小屋瀬住宅の1戸については、平成19年6月以降の公募にもかかわらず応募がない状況であります。

なお、小屋瀬住宅5戸以外は、すべて水洗化を完了しており、居住性および利便性に配慮した住宅環境となっております。

町営住宅の管理状況ですが、老朽化している小屋瀬住宅については、住宅使用料が月1,800円と安いことなどもあろうかと考えられますが、4戸については長期に継続して入居されている状況であります。他の町営住宅についても、特に入居者同士のトラブル等の問題もなく、全般的に良好な管理がなされているものと認識をいたしております。

よろしくご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今一通り町長から答弁をいただきましたけれども、昨年度は木材の景気が悪く、丸太を販売できなかつたはずですが、今後町としてはどのように考えていますか。お願いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

町有林の販売のことかと思いますが、先程来町長からも答弁しましたとおり、林業を取り巻く状況は厳しいわけですし、価格面につきましても、かなり低価格で推移しております。そういったことを踏まえまして時期、タイミング等を考えながら、今後町の伐採計画、または販売についても対応していきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

町は現在丸太材を工場まで運搬し、販売した領収書によって町は搬出補助金を出していますが、やはり、このように工場がストップになりますと、せっかくの木材もお金につながらないわけでございます。そして、経費ばかりかかっているのではありませんが、これをどのように、町有林ではなくて、民間林も含めてですが、20年度、21年度の間伐材の搬出補助金をいくら支払ったかお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

間伐材の搬出助成金額という質問でございます。町としましては、単独として1立方当たり1,666円を助成している部分がございます。これは土場から工場までの分でございます。20年度が実績で805立米で、金額が2,610,000円となっております。なお、21年度につきましては、まだ現在すべて終わっていないわけでございますが、計画見込みも含めまして、1,100立方ほどを予定してございまして、金額が3,520,000円となっております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

やはり、ここの部分については、工場が休むといっても、これまでやるのにも人夫、またはお金がかかっておりますので、まず山林作業の搬出についてですが、参考になればと思っております。町の定住化対策にもつながります。このようなことができればと思っておりますが、県事業では除間伐作業の中で、集積ありの作業で取り組みますと、木を伐採して山に丸太材を何本かずつ集積します。それでも県としては雇用につながる事業であるから、それでもいいと、このように県では今現在やっていますが、このように町としても同じような考えはないのかお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

間伐材の搬出、あるいは集積とも国の森林整備事業を活用して現在取り組んでいるところでございます。国がどちらも30パーセント、さらに県の義務負担が10パーセントでございます。

そういった中で町といたしましても、この部分について、さらに5パーセントを現在嵩上げて実施しているところでございます。そういった意味では多少なりの、さらに分厚い対策も講じているわけでございます。

一連の作業につきましては森林組合さんが特に大部分を事業主体となってやっているわけでございますが、現在の作業状況、あるいはそれに従事します作業員の方々の対応も含めて、今後検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今私が聞いているのは、この搬出経費について、県はそのようにやっていますが、町はそのようにやれないのかというように私は聞いたはずですが、この辺をもう一度お願いいたします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

大変失礼いたしました。

作業に従事するに当たって、やはり危険も多少伴うと伺ってございます。そういった

中で、必ずしも希望がある、住民の方から全部を採用する、当たるということにもならないかと思いますが、そういった部分につきましても今後検討していきたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

このことについては、やはり18年災の大雨のことも考えますけども、やはり山をきれいにして、間伐材を出していかないと、もし大雨が降ると大変な、大きな二次被害を起こしかねないと思いますので、その辺はほとんどの、住民の方ではなくて、それぞれ森林組合に班を持つ作業員の方々が作業するのでありますので、その点については、できるだけ、くどいようですが県と同じような考えを出していただければなと思っております。

また、葛巻町の森林組合に緑の雇用で県外から、そして町内の方々の若い作業員が27名以上も葛巻町の山林に入っていますが、町長はUターン、Iターン、定住者も考えているようですが、葛巻町に住みたい、そして緑の雇用で来てくれた方に、もっと手厚く考えるべきではないか。そして、やはり、この木材の不況により、この山林に携わる人夫も本当に低い賃金で働いているわけでございます。このような厳しい方々が葛巻町に来て住みたいと、このような方々に町はどのように今まで支援をしてきたのか、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

緑の雇用制度につきましては、議員ご案内のとおり森林組合には現在これまで27名、現在は13名ほど伺っております。

そういった中で、森林組合では1年、2年までの緑の雇用制度を現在活用して、その受け入れを行っているものでございます。1年目につきましては基本研修ということで、刈払い等が主と伺っております。さらには2年目が技術高度研修ということで、これにつきましては加工、あるいはかかり木の木材の処理等を基本に作業が行われると伺っております。

なお、国からは1年目が90,000円の10か月助成がありますが、2年目につきましては4か月分しか補助がないというふうに伺っております。制度的には3年目以降もあるわけですが、先ほど申しましたとおり、当森林組合ではその制度を活用していないということでございます。

今回22年度では、町としてはそういったことを踏まえまして、林業の担い手育成支援事業を創設しているところでございます。これにつきましては、先ほど言いましたように、2年といたしましてもなかなか、大変失礼な言葉になるかもしれませんが、一人前

の従事者にはなれないということもございますし、そういった中では組合員の負担も大きいわけですし、さらには定住等を踏まえますと、ある程度従事者にも上乘せするような賃金体系も必要かなと思ってございます。そういった中で今回の新たな制度を創設したところでございます。以上です。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

やはり葛巻町に若い人たちが、葛巻に住みたいと来てくれた方々に、もっともっと支援策を考えるべきだと私は思いますが、町長はどのように考えていますか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答えいたしますが、今回雇用対策、雇用創出の機会ということの中で、今回特にも林業に関しましては、林業担い手育成事業と申しますか、これについて今課長からもご答弁申し上げましたように、今回新たにその支援策を講じたところでございますが、さらに今お話申し上げましたように、緑の雇用は2年間の国の支援も受けられるということもございますが、さらに林業従事者としては2、3年、やはり一人前として従事するためにはかかるというようなこと等もございますので、今後実態を踏まえながら、新たな支援制度というのにも検討させていただきたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今副町長さんの答えを聞きますと、これからはそういうふうを考えていくということでしょうか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今申し上げましたように、今回第1弾といたしまして、担い手の育成事業ということで事業を立ち上げさせていただきましたが、この状況等を踏まえながら、その関係者等とも協議しながら、今後の支援については検討してまいりたいと、このように思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

造林の下刈り補助金は県10パーセント、国30パーセントで進んでいる状況です。今の製材所は製品をやるにも自動化になり、造林としても今の補助制度では問題があるかと思います。というのは、1年に1回の下刈りでは、育成段階では無理だと思っております。それが今の状況では年に、カラマツは1回、それを4年間。スギは1年に1回5年間になっていますが、育成段階のときにしっかり管理しなければなりません。年に下刈りは2回出し、根の曲がりや、根の太さ、材は販売できないわけでございます。やはり、このような町からも支援していただくには、育てても販売できる山をつくるべきだと思いますが、下刈りの2回刈りはできないものか、お尋ね申し上げます。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

下刈りの重要性につきましては、姉帯議員が今申しただいたとおりかと思っております。下刈り助成につきましては、国の森林整備事業によって現在町では行っているところでございます。森林整備事業の中には、年数の規制はないのですが、この中では県の義務負担がございます。県が負担した場合、国では制度として補助金を出すということになってございまして、岩手県では1回だけの補助を行っておりますので、結果として1年に1回のみの下刈りしか対象になっていないのが実態でございます。

そういった中で、下刈りの重要性につきましても、町としても認識しておるところでございますが、今後はそういった中で必要性、あるいは作業班等の対応、あとは当然2回となりましても時期的な問題等も出てくるかと思っております。森林組合の体制等も踏まえまして、町としても検討しながら、さらには県に対しても要望しながら進めてまいりたいと思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

私は国とか県とかではなくて、町としてはどのようにしてくれるのかということ聞いております。

やはり国、県の制度にとっては、そのとおりだと思いますが、やはり葛巻町の今のカラマツの集成材があるのも、40年の先代の方々が、それぞれ2回なり3回なり下刈りして育てたから、今このようなカラマツの大国になって、町でも集成材ということで販

売できているわけですので、やはり町としての取り組みはどのように考えているのかをお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

先ほど森林整備事業の中で下刈りが行われているという話をさせていただきました。町としては、それに対しても上乘せはしていないわけですが、先ほどもお話いたしましたとおり体制の問題、あるいは時期的な問題等々踏まえまして森林組合、あるいは林家の皆さん等の意向も聞きながら、今後検討させていただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

やはり造林については、先ほども話しましたが、育成段階で曲がった木は、なかなか直らないわけですが、ですので、私も山に携わっていますけども、森林組合の専門の方々と話し合いをして、そして2回刈りを3年でもいいと思います。その下刈りを十分育成段階で管理しなければならないと思いますので、その辺を早めに、早急に懇談をもって取り組んでいただければなと思っております。

また、教員住宅、そして総務課で管理している元の古い教員住宅でございますが、私は全部手をかけろというのではないのでございますが、やはり先ほども答弁のありましたように、教員住宅は水洗化を90パーセント以上できていると。そして、教員住宅については、もう人が入るような住宅ではないような形になっているということでございますが、数があればそれでよいのではなくて、入居できるような態勢を作らなければなりません。やはり、それぞれ事情が先生方にもあると思いますが、盛岡から通う人、岩手町から通う人、それぞれ考えがあると思いますが、できれば、このような教員住宅の整備をしたら、その先生方が利用したいと思っているのか、または入居する皆様方からアンケートでもとってもらえればなと思っております。そして、いち早く環境に取り組むべきだと思いますが、この取り組みについてお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長からお答えをいたします。

まず最初に本町の小中学校、児童生徒の教育に関わる教職員の居住環境についてご心配をいただきました、姉帯議員さんには感謝申し上げます。

今ご指摘ありました教員住宅が、まさに人が住めるような形なのかというふうなご質問であります。併せてアンケート調査ということなのですが、本町の教職員、事務職員、校長先生から事務職員、あるいは講師、臨時の教員まで含めると約80人おります。その中で、先ほど町長が答弁いたしました、教職員が教員住宅を利用している数が18戸ということで答弁をいたしました。さらに今回ご質問をいただく中で、私どもが把握をしなければならないということから、教職員の中で町内のアパート等、民間のアパート等を利用している実態も把握をいたしました。9名の方が民間のアパート等を利用しております。さらには町内に居を構える方もおりますが、そういった9名の民間のアパート等を利用している方々は、やはり水洗化されていなかったり、そんなことに対する不満もあろうかなというふうに思っております。そういう意味では、これから全教職員の皆さんを対象にしながらアンケート、これはこういった形になるかは分かりませんが、少し居住環境を整備するというを前提に、そういった調査をしてみたいなど。

この教員住宅については、元々へき地等に教員が赴任する際に、居住環境、住まいがないと、あるいは交通手段がなくて大変だということから国庫補助金で整備をし、学校施設として整備が始まったものですが、それが本町では平成4年度でもって整備を辞めておる状況ですし、国の補助金もなくなっている状況、それには当然民間のアパート等がしっかり整備されてきたというようなこともあろうかと思えます。

現在にいたっては、非常に古いものは水洗化をしなければならないというふうなことになっておりますので、大きなくくりの中で水洗化を含めて改善を考えながら、併せて教員の意見等も集約をしていきたいというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今教育次長から答弁をいただきましたけども、これに前向きに次長は進めたいというような話を聞いたような気がします。それに対して、町長はどのように考えていますか。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの姉帯議員のご質問であります。いずれ教員住宅であれ、町営住宅であれ、住環境をしっかりと快適なものを整備していくことだろうと、そんなふうにご考えておるところでありまして、新築も含めながら、これらには対処してまいりたいというふうに思うわけですが、利用の状況、実態、今後の見通しをしながら、しっかり把握しながら、新築も含めて対処してまいりたい、そんなふうにご思っております。よろしいでしょうか。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

まず、それぞれ暮らしていくには環境が一番だと思いますので、そのようなことで進めていただければと思っております。

また、22年度いろいろと予算案が提出されていますが、高齢者雇用事業、若い方々の雇用、林業担い手育成支援事業などが打ち出されていますが、葛巻町で仕事がない方は全体でいくらあると思いますか。それを調査したうえでの予算でありますか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村上久男君）

葛巻町内の失業率の状況でございますが、失業者の状況でございますが、私も2月末だったと思いますが、盛岡職業安定所の沼宮内出張所に寄りまして、その情報をちょっとお伺いしたいなということで寄らせていただきました。実際に安定所で押さえているのは、休職届を出した人の人数は分かるが、どれくらいの方が失業しているかという状況は把握しきれないというふうなことでございまして、実際に何人かということにつきましては、把握するのは難しいのではないのかなというふうに思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

3番（姉帯春治君）

今総務課長から職業安定所からのことで、今答弁いただきましたけれども、今安定所は、実は年をとった方々には、もうないからと言って諦めている方もかなりあると思います。ですから、やはり、こういう方々がどれくらい葛巻町内にいるか、それで、このような予算を立てていければ私はよいと思いますが、この辺をもう少し吟味しながら、考えて予算を付けていくべきではないかなと思います。

また、町の近隣市町村からブロイラー、缶詰工場、きのこ会社、土木業者などにお世話になっておりますが、町内の雇用事業につきましては、今まで以上に事業者、そして新規に入ってくる方々に、もっともっと手厚く考えるべきではないでしょうか。この点については町長からお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

Uターン、Iターン等にも、まちづくりの重要な課題だというふうに認識をしながら取り組んでおるわけでありまして、そういった中での交流人口の増大、増加等にも積極的に取り組んでおるものであります。そのような観点からいたしまして、何であれ我が町を目指しておいでいただけるような方々、そういった方は最善を尽くしながら、大事にしながら、どの問題にも、どなたにも理解いただけるような努力をしてみたいと、そんなふうに思っております。

3番（姉帯春治君）

私からの一般質問を終わらせていただきます。

議長（中崎和久君）

以上で一般質問を終わります。

以上で今日の議事日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 15時10分）